

12. 4. 7

業 鑛 炭 石

# 報 會 助 互

號 三 第 · 卷 二 第

行 發 日 五 十 月 三 年 二 十 和 昭

筑 豐 石 炭 鑛 業 會

昭和十二年三月十五日印刷納本

筑 豐 鑛 山 學 校

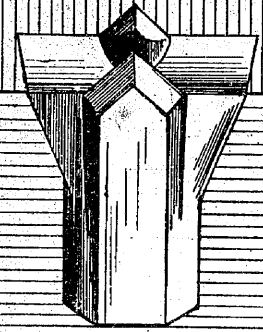
昭和十二年三月十五日發行

最近に於ける互助會炭業の概観	風 戸 道 康	(三)
鑛夫の雇傭勞役に關する講演	坂 本 行 敬	(九)
參 考		(五)
十二年内地石炭需給數量		(六)
彙 報		(三〇)
本 會 記 事		(四)
互助會石炭株式會社便り		(三五)
石炭鑛業權設定	福岡鑛山監督局	(三七)
統 計		(四一)

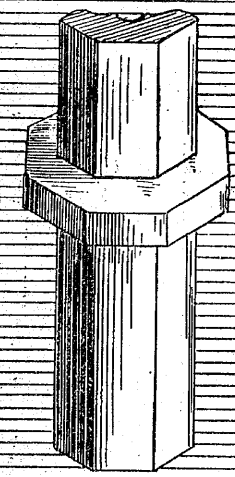
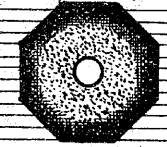
三 月 號

行 發 會 助 互 業 鑛 炭 石

SCHOELLER  
NORMALIZED HOLLOW  
ROCK DRILL STEEL



"MK EXTRA"



見よ?  
調質中空鋼、偉力ヲ...

従来ノ中空鋼ニ比シ双先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ間ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアルガ更ニ如何ナル長サノモノデモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カク且強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル擊動ニサヘ耐ヘ得ル(断面圖参照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ  
磨滅セザル事實ハ能率ニ於  
テ 200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ル  
コトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼  
ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速

柏印鋼 合居 高口商店  
總發売元 會社  
本店 福岡市若屋町八  
電話 長六二六五  
支店 東京 大阪 小倉  
京城 大連



# 石炭業互助會會則

## 第一章 總則

第一條 本會ハ石炭業互助會ト稱ス  
 第二條 本會ハ本會ノ目的ニ賛同スル石炭業者ヲ以テ組織ス  
 第三條 本會ハ會員相互ノ連絡ヲ圖リ互助協同シテ石炭業ノ向上發展ヲ期スルヲ以テ目的トス  
 第四條 本會ハ本部ヲ福岡縣若松市ニ置キ支部ヲ必要ノ地ニ設クルコトアルベシ

## 第二章 事業

第五條 本會ハ其ノ目的ヲ達スル爲メ左ノ事業ヲ行フ  
 一、調査機關ヲ設ケ石炭業ノ向上發展ニ關スル諸般ノ調査研究ヲナスコト  
 二、石炭ノ需給ヲ調査シ其ノ調節ヲ圖ルコト  
 三、會報ヲ刊行スルコト  
 四、會員炭坑ノ變災其ノ他ノ事故ニ對シ適當ノ救授又ハ調停ヲナスコト  
 五、其ノ他必要ト認ムル事業

## 第三章 會員

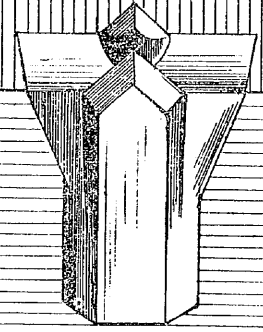
第六條 本會會員ハ名譽會員、正會員及准會員ノ三種トス  
 一、名譽會員ハ本會ノ目的ヲ翼賛スル名士ニシテ理事會ノ推薦ニヨルモノトス  
 二、正會員ハ石炭業ヲ經營スル個人又ハ法人ニシテ所定ノ會費ヲ納ムルモノトス  
 三、准會員ハ正會員ノ推薦ニヨリ入會セシムルモノニシテ其ノ資格ハ正會員ノ同ジ  
 第七條 正會員ハ其ノ經營スル炭坑ノ年額送炭數量(毎年自四月一日至翌三月卅一日)ニヨリ第八條ノ規定ニ基キ自己經

## 第四章 役員

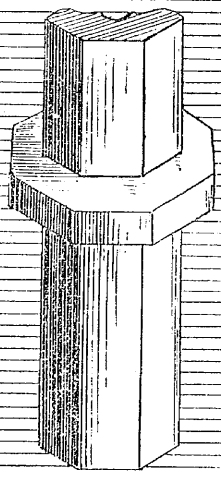
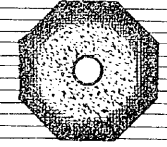
第八條 正會員ノ推定ノ基準ハ左ノ通りトス  
 一、年額送炭數量五萬噸迄  
 二、年額五萬噸又ハ其ノ未滿ヲ増ス毎二〇〇名ヲ増加スルモノトス  
 第九條 新入會セシトスル者ハ所定ノ申込手續ヲナシ理事會ノ承認ヲ得ベキモノトスル者モ又同ジ  
 第十條 毎年五月三十一日正會員ノ前年度送炭數量ニ基キ其ノ准會員推薦人員ニ増減ヲ生ジタル場合ハ正會員ハ増減スベキ准會員ノ人名ヲ届出ヅベキモノトス  
 第十一條 准會員死亡又ハ退職等ノ理由ニ依リ減員シタル場合ハ正會員ハ一月以内ニ其ノ補缺推薦ヲナスベキモノトス  
 第十二條 第十條ノ規定ニヨリ送炭數量ノ減額ニヨリ准會員ヲ減員スル場合其ノ減員ノ選ニ當リタル准會員ハ異議ヲ述ブルコトヲ得ズ  
 第十三條 正會員死亡ノ際其ノ相續者以外ノ繼承ニ就テハ理事會ノ決議ニヨル  
 第十四條 會員ニシテ本會ノ名譽ヲ毀損シ又ハ本會ニ不利益ナル行爲ヲナシ若クハ會員ノ義務ヲ履行セザルトキハ總會ハ決議ヲ以テ除名スルコトアルベシ  
 第十五條 退會者又ハ除名者ノ既納會費、積立金及ビ持分權ハ如何ナル理由アルトモ返付セズ

第十六條 會長、副會長、總會ニ於テ正會員ヨリ之ヲ選舉スルモノトシ、理事、監查役及評議員ハ正會員又ハ准會員中  
 會長 一名  
 副會長 一名  
 總會 二十名以内  
 理事 五名以内  
 監查役 三名以内  
 評議員 十名以内

SCHOELLER  
 NORMALIZED HOLLOW  
 ROCK DRILL STEEL



"MK EXTRA"



見よ?  
 調質中空鋼、働カ...

從來ノ中空鋼ニ比シ先ノ磨滅ハ約50%ニ低減シ硬質軟質ヲ間ハズ迅速ニ穿孔シ得ル此事實ハ特殊成分ノ含有ニ依ルコトハ明カデアレガ更ニ如何ナル長サノモノデモ悉ク全長ニ亘リ秘法ニヨル調質ヲ施行シ外部組織ハ極メテ硬ク且強靱性アリ内部ハ極メテ軟カク且強靱性ニ富ミ決シテ中途ヨリ折損スルコトナク無理ナル摩動ニサヘ耐ヘ得ル(断面圖參照)特性アリ

極メテヨク切レ腰折レセズ  
 磨滅セザル事實ハ能率ニ於テ 200%~300%ヲ發揮シ

掘進及採炭力ノ倍加ヲ計畫シ得ルコトニナル

乞フ優秀成分ノ調質中空鋼ノ永久的御愛用ヲ

在庫豊富 納入迅速

柏印 總代理 高口商店  
 本店 福岡市若原町八  
 電話 六二五  
 支店 東京 大阪 小倉 釜山 大連

# 石炭鑛業 互助會報

## 第三號

本會々則	(頁外)
最近に於ける互助會炭業の概観	風戸道康(二)
鑛夫の雇傭勞役に關する講演	坂本行敬(九)
本邦石炭販賣統制の概観	古田慶三(五)
阜新炭田の増産計畫	(三)
水筆採炭機及び操作法概要	(六)
十二年度内地石炭需給數量	(八)
本會記事	(四)
互助會石炭株式會社便り	(五)
本會新入會員紹介	(六)
日炭系四社合併	(六)
深坂炭鑛經營者變動	(九)
寄附金	(九)
石炭鑛業權設定	(七)
統計	(四)

ヨリ總會ニ於テ選舉スルモノトス  
但シ同點者三名以上アル場合ハ年長順ニヨリ順位ヲ定ム  
ルモノトス  
第十七條 會長ハ本會ヲ代表シ會務ヲ統轄シ副會長ハ會長ヲ補佐  
シ會長事務アルトキ之レニ代リ理事ハ會長ノ指揮ヲ受ケ  
會務ヲ執行ス  
第十八條 監査役ハ本會ノ會計及會務ヲ監査ス  
監査員ハ會長ノ諮問ニ應ズルモノトス  
評議員ハ會長ノ諮問ニシテ無報酬トス  
但シ必要ノ場合ニハ實費又ハ手當ヲ給スルコトヲ得  
第十九條 會長ハ任期ハ三年トス  
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次ノ定  
時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス  
但シ會計年度ノ中途ニ於テ任期ノ満了スル場合ハ次ノ定  
時總會終了迄任期ヲ延長スルモノトス  
第二十條 トキハ次ノ改選期迄補缺ヲナサザルコトヲ得  
トキハ必要アリト認ムルトキハ會務ノ範圍ヲ理事會ニ  
諮リ臨時ニ會員中ヨリ委員若干名ヲ任命スルコトヲ得  
第二十一條 本會ニ主事一名、事務員若干名ヲ置キ會長之レヲ任免  
ス

**第五章 資産及會計**

第二十二條 本會ノ資産ハ基本金、會費及寄附金其ノ他ノ收入金ヲ  
以テ組織ス  
第二十三條 本會ノ經費ハ基本金ノ利子、收入會費、寄附金其ノ他  
ノ收入金ヲ以テ之レニ充ツ  
但シ理事會ノ決議ヲ經テ基本金ヲ經費ニ流用スルコトヲ  
得  
第二十四條 會費ハ其ノ年度ノ豫算ニ應ジ總會ニ諮リ必要ナル金額  
ヲ決定スルモノトス  
第二十五條 本會ノ會計年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十  
一日ニ終ル  
第二十六條 本會ノ豫算ハ理事會ノ承認ヲ經テ、決算ハ總會ノ承認ヲ  
經ルコトヲ要ス

**第六章 會 議**

第二十七條 會計年度ノ終リニ於テ剩餘金アルトキハ之レヲ基本金  
ニ繰入レ又ハ翌年度ニ繰越スコトヲ得  
第二十八條 本會ノ會議ハ左ノ五種トス  
臨時總會  
臨時評議員會  
臨時委員會  
臨時總會  
臨時評議員會  
臨時委員會  
第二十九條 定時總會ハ每四月中一回會長之レヲ召集シ決算ノ承認  
ヲ求メ會務ノ報告ヲテ重要ナル事項ヲ決議ス  
臨時總會ハ會長ニ於テ必要ト認メタル場合若クハ會員半  
數以上ノ請求アリタルトキ之レヲ召集ス  
理事會ハ會長ハ副會長及理事ヲ以テ組織シ會長ニ於テ必  
要ト認メタル場合若クハ理事半數以上ノ請求アリタルト  
キ之レヲ召集ス  
會長ハ監査役ノ意見ヲ徵スル必要アリト認メタル場合ハ  
其ノ出席ヲ求ムルコトアルベシ  
監査役ハ理事會ニ出席シテ意見ヲ陳述スルコトヲ得其場  
合ハ理事會同様決議權ヲ有スルモノトス  
評議員ハ會長必要アリト認メタルトキ之レヲ召集ス委員  
會ハ委員相互ノ申合ニヨリ之レヲ開クモノトス  
總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少ク  
トモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ  
總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委  
任スルコトヲ得

第三十條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少ク  
トモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ  
總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委  
任スルコトヲ得

第三十一條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少ク  
トモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ  
總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委  
任スルコトヲ得

第三十二條 總會ヲ召集スルニハ會議ノ目的タル事項ヲ指示シ少ク  
トモ開會五日前ニ通知ヲナスベシ  
總會ニ出席シ得ザル會員ハ本會會員ニ限リ決議權ヲ委  
任スルコトヲ得

第三十三條 會則ノ變更ハ總會ノ決議ヲ要スルモノトス  
第三十四條 本會事務施行ノ爲ニ必要ナル細則ハ別ニ之ヲ定ム  
第三十五條 本會ニ規定ナキ事項ハ理事會ニ於テ適宜處理スルモノ  
トス  
第三十六條 本則ハ昭和十一年四月二十三日總會ノ決議ヲ經タルヲ  
以テ即時實施スルモノナリ



# 石炭鑛業 互助會報

第三號

## 目次

本會々則.....	(頁外)
最近に於ける互助會炭業の概観 鑛夫の雇傭勞役に關する講演.....	風戸道康(二) 坂本行敬(九)
本邦石炭販賣統制の概観.....	古田慶三(三五)
阜新炭田の増産計畫.....	(三五)
水壓採炭機及び操作法概要.....	(三五)
十二年度内地石炭需給數量 彙報.....	(三〇)
本會記事.....	(三四)
互助會石炭株式會社便り.....	(三五)
本會新入會員紹介.....	(三五)
日炭系四社合併.....	(三五)
深坂炭礦經營者變動.....	(三五)
寄附金.....	(元)
石炭鑛業權設定.....	福岡鑛山監督局(三七)
統計.....	(四一)

# 最近に於ける互助會炭業の概観

(一)

石炭鑛業互助會主事 風 戸 道 康

## 目 次

一觀概の業炭會助互るけ於に近最一

- 一、互助會所屬炭鑛
- 二、出 炭 額
- 三、送炭並に積出状況
- 四、經營及び操業状況
- 五、勞 働 事 情
- 六、生産並に販賣統制概要
- 七、各 鑛 概 観

## 一、互助會所屬炭鑛

本會は從來筑豊石炭鑛業互助會と稱し主として筑豊に存する石炭聯合會所屬鑛以外の中小炭鑛を組織單位とし其の所屬鑛は昭和九年末迄は筑豊炭田に四拾四鑛、粕屋炭田に貳鑛の合計四拾六鑛であつた。然るに昭和十年眞の組織

を更に擴大すべく名稱も石炭鑛業互助會と改稱し、筑豊炭田及粕屋炭田は勿論、長崎縣、佐賀縣方面の中小炭鑛に對しても積極的加盟勸誘に努めた結果近來其の所屬鑛數は急速に増加し目下七拾參鑛の多きに及んでゐる。其の全會員炭鑛名、炭鑛所在地、經營者名を擧ぐれば左の如し(▲印は昭和十年以降新加入炭鑛)

## 遠賀郡之部

炭鑛名	所在地	經營者
高松一鑛	水巻村吉田	日本化學工業株式會社
▲高松二鑛	同	同
高尾炭鑛	同	同
新高炭鑛	中間町	小林鑛業株式會社
深坂炭鑛	同	深坂炭鑛株式會社
殖生炭鑛	同	八隅清太郎

## 嘉穂郡之部

金丸大隈炭鑛	香月町	金丸鑛業株式會社
岩崎炭鑛	楠橋	木會重義
高江炭鑛	馬場山	筑豊鑛業鐵道株式會社
海老津炭鑛	阿垣村戸切	金丸鑛業株式會社
筑紫炭鑛	山田町上山田	野上鑛業株式會社
麻倉炭鑛	同	同
三元炭鑛	同	同
上山炭鑛	同	橋上鑛業株式會社
木城炭鑛	同	樋口鑛業合資會社
高倉炭鑛	同	高倉市藏
大和炭鑛	同	久恒鑛業株式會社
猪之鼻炭鑛	同	同
三上炭鑛	同	田籠鑛業株式會社
山田炭鑛	下山田	日本化學工業株式會社
笹尾炭鑛	熊ヶ畑	笹尾市太郎
漆生炭鑛	大隈	久恒鑛業株式會社
目吉炭鑛	大隈	共同石炭株式會社
庄司炭鑛	幸袋町	三崎友一
幸袋炭鑛	幸袋町	山鹿安成
加茂目尾炭鑛	目尾	加茂泰吉
天道炭鑛	穗波村天道	野上鑛業株式會社
寶滿炭鑛	平恒	佐伯武市

## 田川郡之部

新山野炭鑛	稻築村	橋上保
第一山野炭鑛	同	太田修吉
相田炭鑛	二瀬町相田	秋山長三郎
昭嘉炭鑛	碓井村	田籠鑛業株式會社
鎮西炭鑛	鎮西村潤野	有田市郎
佐與炭鑛	顯田村	永岡松太郎
成谷炭鑛	川崎村	筑豊鑛業鐵道株式會社
豐州炭鑛	同	上山清次郎
新田川炭鑛	同	新田川鑛業合資會社
木原川崎炭鑛	東川崎	木原峰次郎
位登炭鑛	猪位金村	長尾達生
田中新庄炭鑛	同	田中谷三
新平和炭鑛	同	筑豊鑛業鐵道株式會社
糸飛炭鑛	伊田町夏吉	太田修吉
辻西炭鑛	同	松尾三藏
古館炭鑛	勾金村切葉	古館政太郎
松矢炭鑛	金田村	矢永鐵策
眞岡炭鑛	糸田村	岡崎共同株式會社
上添田炭鑛	添田村	三崎鑛業株式會社
西川炭鑛	西川村新延	九州曹達株式會社

一觀概の業炭會助互るけ於に近最一

筑紫炭鑛	山田町上山田	野上鑛業株式會社
麻倉炭鑛	同	同
三元炭鑛	同	同
上山炭鑛	同	橋上鑛業株式會社
木城炭鑛	同	樋口鑛業合資會社
高倉炭鑛	同	高倉市藏
大和炭鑛	同	久恒鑛業株式會社
猪之鼻炭鑛	同	同
三上炭鑛	同	田籠鑛業株式會社
山田炭鑛	下山田	日本化學工業株式會社
笹尾炭鑛	熊ヶ畑	笹尾市太郎
漆生炭鑛	大隈	久恒鑛業株式會社
目吉炭鑛	大隈	共同石炭株式會社
庄司炭鑛	幸袋町	三崎友一
幸袋炭鑛	幸袋町	山鹿安成
加茂目尾炭鑛	目尾	加茂泰吉
天道炭鑛	穗波村天道	野上鑛業株式會社
寶滿炭鑛	平恒	佐伯武市

## 鞍手郡之部

西川炭鑛	西川村新延	九州曹達株式會社
------	-------	----------



(4)

一 觀概の業炭會助互るけ於に近最

新目尾炭礦	"	藤井礦業株式會社
白山炭礦	"	植木吉太郎
森中炭礦	"	森中正起
神田炭礦	室木	菅原礦業合資會社
新三笠炭礦	"	同
江藤炭礦	"	江藤猛三郎
秋山椎森炭礦	木屋瀬町野面	秋山長三郎
野面炭礦	"	香月和洋
金丸高谷炭礦	"	金丸礦業株式會社
末吉炭礦	"	末吉慎一
新木屋瀬炭礦	"	安武熊一
鞍手炭礦	古月村古門	金丸礦業株式會社
新高江炭礦	直方市外頓野	小林礦業株式會社
吉田炭礦	西川村八尋	吉田浩三

糟屋郡之部

昭和炭礦	宇美町	昭和礦業株式會社
大谷炭礦	"	大谷炭礦株式會社
長禮炭礦	須惠村	野上辰之助
土井炭礦	多々良村	小林礦業株式會社
府内筑紫炭礦	福岡市大字東平尾	府内義郎

長崎縣之部

江口炭礦	北松浦郡諫川村	中島徳松
鯛之鼻炭礦	" 福島村	合資會社中島商店
神田炭礦	" 吉井村	靜礦業株式會社
池野炭礦	佐世保市外大野村	同

佐賀縣之部

山代炭礦	西松浦郡西山代町	菅原礦業合資會社
入野炭礦	東松浦郡入野村	野上辰之助

二、出炭額

本會所屬炭礦は最近財界の好轉により割合活況を呈し十一年度に於て四百二十九萬噸を産出してゐる。會て昭和四十年下半年より昭和七年に至る約四年間は打ち續く財界不況の影響と而も炭界無統制の爲に全所屬炭礦は極度の窮境に置かれ、操業の縮少によつて辛ふじて其の命脈を保つ状態に實に慘憺たるものであつた。然し滿洲事變の勃發を契機とする軍需インフレ或は低爲替に起因する輸出貿易額の増大等の爲國內産業の活況を見るに及んで石炭も急激なる需増現象を來し、加ふるに昭和八年には昭和石炭株式會社

(5)

一 觀概の業炭會助互るけ於に近最

設立され炭界の統制を實現する等萬事が炭界一般を好都合ならしむるに至つたので、本會所屬炭礦も漸くにして悲境の淵より浮び上る事を得た。爾來各炭礦は事業縮少の爲荒廢状態に置かれてゐた設備を回復し礦夫を増員し奮つて再建設に努め活潑なる操業を開始したのである。途中昭和十年夏九州一帯を襲つた大豪雨あり本會所屬炭礦は殊に其大被害を受けたるもの多く間には再び起つ能はざるが如き打撃を蒙つたものもあつたが、大體昭和八年以降は順調なる發展の途をたどり出炭額も逐年増加を見るに至つたのである。

左表は最近五ヶ年間の本會所屬炭礦の出炭總計である。

曆年出産總計 (單位噸)

年 度	數 量
昭和七年	一・一五四・五〇〇
昭和八年	二・四九二・四六七
昭和九年	二・八八五・〇〇一
昭和十年	三・三二八・五七八
昭和十一年	四・二九五・八〇一

右に依れば十一年度は前年に比し九十七萬七千餘噸の増加となり、昭和七年の不況時最後の年より三百十四萬一千

餘噸を増加し實に三・七倍強に及んでゐる。勿論其間會員炭礦數も増加してゐるが其の割合は出炭増加率には遙かに劣つてゐる。左記は十一年度各礦別出炭高である。

各礦別十一年度出炭額

(自一月至十二月)

坑 主	坑 名	數 量
日本化學	高松一礦	四七九・三九九
同	梅ノ木	一一三・八二七
同	高尾	一一三・九七五
同	山田	二五三・七四八
同	岩崎	六九・七三一
木曾	深坂	一一・八六六
深板	新江	一三〇・二〇九
小林	新高	四九・六七六
同	新江	一五・七八四
同	新高	四・四八九
同	新平	三・三〇二
同	成谷	四五・五九九
同	海老津	五六・五〇四
同	高谷	二七・三〇八
同	大線	五四・八四〇





中	塊炭	二・三八一・九三〇
粉	炭	三五二・四八九
粗	炭	六二〇・一九六
切	炭	四三・一八一
微	炭	
總	計	四・二五一・一〇四

備考 右表中々塊炭は塊炭に包含、尙右は有煙炭のみにして無煙炭及燐石を除く。

#### 四、經營及操業狀況

##### イ、薄層及殘炭採掘

本會所屬炭礦は其多くは薄層及び殘炭採掘を行つてゐる。従つて大部分は其の規模大ならず、設備も完備してゐると言ふ事は出来ない。近來石炭採掘技術も著しく進歩し、大手筋炭礦に於ては採炭、運搬、撰炭各方面に亘り都市生産工場を凌ぐ程の合理化を行ひ、能率増進並に労働力の節減に努めてゐるが、本會系炭礦の大部分炭層は多額の固定資本を投じ、優秀なる機械的稼行を行ふ程のものではなく、寧ろ人力を主とした採炭を適當とするものであつて夫れに依らざれば採掘困難であり又收支採算を合はす事も不可能なるものが多い。従つて各炭礦は大手筋の合理化された炭礦に比し同一出炭を爲すに三倍四倍の稼働者が必要とする故其の一人當りの出炭額は著しき懸隔がある。右の如く操業方法は遅れたる施設と技術に依つてゐるが、近來薄層採炭に就いても専門家の

中に夫に適應したる合理的採炭方法を研究せる人あり、亦一部では既に之等の研究成果を適用し出炭能率を擧げてゐる處もあるので、本會所屬炭礦も漸次同様な方向に向ひつゝある。

##### ロ、大經營採炭

右の如く本會系炭礦は大部分小規模であり舊式な操業を行つてゐるが、日本化學工業株式會社(元日本炭礦株式會社)及金丸鐵業株式會社、野上鐵業株式會社、靜鐵業株式會社、昭和鐵業株式會社、大谷炭礦株式會社等の經營せる炭礦中には大手筋に劣らざる操業を行つてゐるものがある。特に日本化學の高松一礦は出炭月額三萬五千餘噸で萬般の設備完備し、第二礦は目下建設中に屬し出炭額は月額一萬四、五千噸であるが本年末より月産四萬噸の出炭豫定であり近く年額百萬噸を目指してゐる(投資額は約六百萬圓)金丸鐵業鞍手炭礦は一昨年鞍手古月村の富裕炭層開發の爲め野上鐵業天道炭礦は同じく嘉穂郡穗波村の優良炭層を開發すべく、兩者共に多額の資金を投じ坑内外の施設合理化を行ひ寧ろ大手筋を凌駕する近代的經營が行はれんとし、目下前者は月産二萬噸、後者は一萬七千噸であるが、完成の曉は何れも年三十萬噸乃至四十萬噸を産出する事となつてゐる。

かくして互助會所屬炭礦の經營並に操業狀況は以前より稼行してゐるものは舊式の方法に依つてゐるが、新たに開坑し建設されてゐるものは飛躍的に設備を完備し合理化經營及操業が行はれ、又從來稼行中のものも炭層豊富にして採掘條件有利なるものは設備の改善と合理化を採用しつゝある。(續く)

## 鑛夫の雇傭勞役に關する講演 (三)

前福岡鑛山監督局監督官補 坂 本 行 敬

本文は昨年八月福岡縣嘉穂郡上山田公會堂及直方市公會堂に於て各鑛山實務者の爲にしたる講演を更に筆述し系統立てたものである。(坂 本)

第五條 鑛業權者ハ鑛夫ヲシテ一日ニ付十時間ヲ超エテ坑内ニ於テ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ監視ヲ主トスル業務又ハ間歇的ナル業務ニ從事スル者ニ付鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ノ規定ニ依ラサルコトヲ得

本條第一項の規定は昭和五年九月一日から實施されたのでありますが、之は十六歳以上の男子に對し、就業制限の規定を設けたる我國に於ける最初の事項でありまして、此の坑内労働十時間制は、鑛業經營者に取つては、重大な關係を持つものと存するのであります。而し此の問題は最初大正十三年に社會局が當業者に諮問したるに初り、當時鑛山局、社會局當業者の三者より成る、鑛業労働事情調査會が設置され、官民合同で、三年餘の日子を費し、我國の鑛業労働事情を詳細に調査研究し、慎重に審議されました末昭和三年九月一日内務省令第三十號を以て、法規の改正を見た次第であります

が、法規の改正より實施迄には滿二ヶ年の猶豫期間も與へられたこと故、從來一日の就業時間即ち在坑時間が十二、三時間より最も長いものは十六時間も就業してゐたのを、採炭方式の改善、採掘方法の機械化、尙切羽運搬及坑道運搬設備の改良、捲の力を増大する等、各種の點に改善が行はれた結果、鑛夫の在坑時間が相當に短縮したこと、存するのであります。監督局で調査致しました結果になりますと、大炭鑛でも尙充分に此の坑内十時間就業が勵行されず、事實に於て相當長く就業時間を延長してゐるのは遺憾に存する次第であります。これは鑛夫勞役扶助規則第十一條に該當する場合は格別であります。殆ど常時十二時間、十三時間と云ふ様に勞働を強化してゐる山が大中小の炭鑛を通じて多いのであります。尙昨今の様に軍需インフレ景氣時代に於て一層此の感を深ふるのであります。

昔の様に夫婦又は親子一先で自分の切羽で氣根に任せて働き疲れば憩ひ、又働くと云ふ様な、稼働振で而かも今日は何函出したから昇坑しよう、と云ふ様な氣持で働き得た時代は、比較的長時間坑内に在つても、割合に疲勞はなかつたかも知れないが、昨今の様に長壁法に依り何十人の人が一所に、共同して仕事をする時代に於きましては、自分のみが疲れたからと云ふて、憩ふ譯にゆかぬ、勞働が斯くして激甚になつたことは、何人も之を否定する者はないのであります。皆さん方も此點は御異存のないこと、存するのであります。

昨今の様に石炭の需要が特に旺盛となり、出して／＼需要も充すことの出来ない様な時代には、坑内係員は如何かして炭を出さう／＼と血眼になつて居る、然るに最高幹部の處では其の氣持を知つてか、知らないでか、今月は何千噸、來月は何千噸増産せよと要求する、坑内係は勢、勞働を強化し長時間働かせる事によつて所要の炭を計らんとする、其處に大なる無理を生ずる、即ち鑛夫は過勞の爲注意力が缺亡する爲負傷が第一多くなる、亦出勤率が低下する、體力の弱き

ものは勞働に堪へず退坑者が多くなる、斯くして一日の勞働時間を延長しても、一ヶ月の總出炭に於ては、却て減少を見ることがある、是等の結果が原因となつて出炭が減少するが故に、更に勞働を強化する、強化するが故に鑛夫の移動が盛んになる、能率が低下する、變災を起すと云ふ因果關係に於て、作業能率を益々低下し、炭坑災害を多からしめて居る現狀であると、申しても決して過言でないと思ふのであります。

此の席には勞務係の方が澤山おいでの様に存じますが、鑛夫の募集には昨今相當頭を悩まして居られること、思ひます。今月は随分多くの鑛夫を雇入れた様な積りでも月末になつて現在人員を調べて見ると、或は前月末人員よりも却て減少して居ると云ふ様なことがおありだと思ひます。皆さんは何故に昨今鑛夫の移動が激しいか、篤と調査の上其の原因を發見し、根本的に之れが對策を講ずる必要があると思ふのであります。

勞働強化の弊害と、炭坑災害の關係について、今少し述べて見たいと思ひます。鑛夫の勞働を強化する關係上、ポンプ、捲、コンベヤー、ワイヤーロープ其の他の機械及び設備も亦實は酷使と云ふて差支なく、平素機械設備の點檢が充分行はれず、事故が起れば一時的間に合せの修繕をして置く、夫れ故又事故を起す、と云ふ風に、點檢するよりも故障の跡始末に逐はれ、是れ等故障の頻發に依り全般的作業能率を低下することが甚しい状態にあると思ひます。尙採炭箇所にては、石炭を出すことのみを頭を用ふる爲、天井、壁、足元、瓦斯等には注意を缺き思はざる大變災を惹起することが多

最近安全運動が盛んとなり、安全自治會等の實際運動について見るに、殆んど間然する處なき迄に周到なる注意と行動を採つて居るが、そうした炭鑛でも、就業時間となると、まだ／＼遺憾に思ふ、私をして言はしむれば、炭鑛で鹿爪らし



く安全週間だの、災害防止運動など、さわいで居るが、鑽夫及係員に連勤、長居残、業務によつては無休日で働かせ、勞働を極度に強化して居るが、斯くの如き状態下に於ては安全運動を爲すと云ふこと自體が既に矛盾である、此の勞働強化を罷めざる限り、安全運動は一つの芝居に過ぎない、眞の安全を見出すことは永久に不可能である、と申しても過言にあらずと信するものであります、最近の災害統計に依れば、輕傷は漸減の傾向を辿つて居ますが、重傷と死亡は著しく増加して居る事實を以て、立證することが出來得るのであります、私は炭鑛事業主が眞に炭鑛の安全を希ひ、且つ作業能率の向上を望むならば、反省一番目先の問題に捉れず、翻然として鑽夫及坑内係員に對する今日の如き勞働強化を改め、労働者の就業時間を最大限度に於て法規の定むる程度に止め、坑内係員を適當に増員して、其の仕事の負擔を輕減することが、焦眉の急と存するのであります、是れ等のことは事業主の方に御話すべき事柄であります但し茲にお集りの方に於ても寧ろ御同感のこと、存する次第であります。

本條第二項の規定は申す迄もなく第一項の例外規定でありまして鑛業権者は監視を主とする業務(例へば火番、門番、戸番、見張番、詰所番、仰筒方、壓風機運轉夫、電工、配電工、エンドレス監視、車道番、人道番、信號夫、其他係員の補佐として監督又は監視の業務に従事する者及び間歇的業務に従事する者(例へば棹取、馬丁、捲方人車々掌、電工、修繕夫等)として其の仕事の業態が間歇的であつて、在坑時間は長くても實勞働時間は六時間以内のものか、又は原則として詰所にあつて故障等の發生したる場合、之れが應急修理を爲す等、業務の閑散なものは、鑛山監督局長の許可を受ければ、本條第一項の規定に拘らず、一日に付坑内に十時間以上就業しても差支ないことを認めたのであります、是れは皆さんの炭鑛に於ては既に許可されるものは許可されて居るので御存じのこと、思ひます。

而して此の許可事項については、毎年六月及十二月末現在に於て作成し、翌月末日迄に業務名、作業場所、使用人員、就業時間、作業状況を規定の様式により(様式は昭和六年四月七日付を以て各炭鑛に示達してあります)届出をなすことになつて居りますが、往々此の届出がない炭坑があります、今後は充分注意して、期日には相違なく届出を爲す様御留意を願ひます。

若し右届出時期の中間に於て人員が増加したり、又は減少したり、作業場所の變更等がありましたも夫れは一々變更都度申請をなさずとも七月と一月の二期届出をなす時同時に變更申請書を提出すればよいのであります。

最近は最初許可の當時よりも、業務の種類も減少し又人員に於ても、多少減少致して居ります。

第六條 鑛業権者ハ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ一日ニ付十一時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス  
鑛業権者ハ選炭作業ニ従事スル者ニ付テハ鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケ期間ヲ限り前項ノ時間ヲ十二時間迄延長スルコトヲ得

本條第一項の規定は保護鑽夫の一日の最大就業時間を規定したものであります、昭和五年九月一日からは本規則第五條の規定によりまして、男女を問はず坑内に於ては一日に付十時間を超へて就業することを得ざること、になりましたので此の十一時間就業は坑外に於ける就業と見て差支へないのであります。

本條第二項の規定は大正十五年七月一日より施行せられ其の當時數年間には左記事項を條件として一ケ年以内の期間を定めて(但し更新を妨げず)就業時間の延長を認めましたが現在に於ては本項に依り許可中のものは一鑛山もないのであります。又今後許可申請があつても許可されません。

記

- イ 十一時間以下を以て二交替作業を繼續し能はざること
- ロ 作業中に屢々作業の中断ありて十二時間作業を爲すも勞働過度に非らざること。
- ハ 三交替と爲すも能率増進の餘地尠なく經濟上著しく負擔を増すこと。

第六條ノ二 鑛業權者ハ溫度攝氏三十度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムル場合ニ在リテハ其ノ者ヲシテ他ノ場所ニ於ケル就業時間ト通シテ一日ニ付八時間ヲ超エテ就業セシムルコトヲ得ス

鑛業權者ハ溫度三十五度ヲ超ユル坑内ノ場所ニ於テ十六歳未満ノ者及女子ヲシテ就業セシムルコトヲ得ス

本條第一項は至つて平明な事項で別段説明を要せぬのでありますが「溫度の測定」及「他の場所」の意義について社會局への伺、之に對する回示がありますから、御參考迄に申上ぐれば溫度の測定

伺 第六條ノ二に依る法定禁止溫度の測定に付ては坑内に寒暖計を備付せしむべきや亦毎日溫度を記入し置かしむるを要するや

答 寒暖計を全坑内に常備せしめ又は毎日の溫度を記入し置かしむることを要せず唯法定禁止溫度に昇ることあるべき場所に在りて、女子年少者を使用する場合に於ては寒暖計を備付又は係員をして之を携帶せしむる等、相當注意をなさしむるを適當とすべし。

他の場所の意義

伺 第六條ノ二中「他の場所」には坑外をも含むものと解して可然や。

答 見解の通り。(つゞく)

参 考

本邦石炭販賣統制の概観

昭和石炭株式會社專務取締役 古 田 慶 三

緒 言

我が石炭界は生産カルテルたる石炭鑛業聯合會と販賣カルテルたる昭和石炭會社及び九州全國の中小鑛主の生産、販賣協定團體たる石炭鑛業互助會並に昨年創立せられたる互助會石炭株式會社との提携に依つて、全國産炭の約九割が自治的統制を受けてゐる。石炭鑛業聯合會は既に十數年の古き歴史を有するが、昭和石炭會社と九州石炭互助會は成立尙ほ淺く僅々四、五年を経過するのみである。従來販賣の統制は色々の形に於て幾度も實現しかけたが、不幸にして何れも失敗に終つた。然るに昭和七年十一月、石炭販賣統制機關として昭和石炭會社が創立せらるゝに至つたのは、従來の如き石炭鑛業聯合會の生産統制のみにては炭業者の苦境を切り抜ける事が到底不可能なる事が眞剣に認識せられたから

である。尙斯の如き同業者間に於ける協調意識の強化は近時の世界的風潮たる統制經濟思想の影響に基く事も固より見逃せない。互助會と互助會石炭會社とは九州一圓の中小炭礦を網羅したる生産販賣の協定團體であつて、其の年間送炭調節高は約四五〇萬噸、取扱高五五〇萬噸である。斯くて内地炭にて統制圏外にある炭礦業者は僅かに小鑛主の一部分となり、其の出炭高も全體から見れば極めて少量にして、殆んど數ふるに足らない。茲に於て本邦産業中我が石炭業は最も完全に近いまでに統制形態を具ふるに至つたと云ふべきである。

重要産業統制法の適用

産業の統制は之れを社會的立場から見ると亦産業それ自體から察するも、其の目的とする處は當該商品に對する需給の均衡を計



り、適正なる價格の安定を以て、以つて産業の健全なる發達を企圖するにある。重要産業統制法は

(1) 當業者の不正競争を排除して健全なる發達を計らんとする

第二條のカルテル助成協定

(2) 公益を害する行爲を取締らんとする第三條のカルテル監督規定

を主眼目とすることは謂ふまでもない。昭和石炭會社の眞使命は需給の均衡を計り、同業者間に於ける不正競争を排除して公正なる炭價を維持し、斯業の健全なる發達を期する點に存するから産業統制法と全然その趣旨を同じくするのみならず、却つて統制法に依つて公然裏書された貌となつた譯である。

### 需給の調節

何れの商品に於ても年間の正確なる需給豫想を見定めることは必要であるが、石炭程其の必要を切實に感ずる商品は少いであらう。蓋し石炭は

- (1) 極めて貯蔵性に乏しくして、品質を損傷し易いこと。
  - (2) 金融業者は石炭を擔保として金融を引受けない事
  - (3) 移動性に乏しき事
- の爲めに貯炭の増加は直ちに炭價に悪影響を及ぼすから、年間の需給豫想を確立して過剩炭を生じない様にすることが何よりも緊要である。之れが爲めに昭和石炭會社は先づ以つて全國の石炭需動向を注意觀察し、需給のバランスの保持に努めてゐる。
- 其の方法としては昭和石炭會社加盟各社より從來秘密として容

### 數量統制

從來は調節高超過の送炭者は特別賦課金を支拂へば、調節高以上の送炭は礦主の自由であり、又假令調節高だけ送出し得ない場合と雖も何等の制裁方法は講じられてゐなかつたので、需給の均衡を失し、其の合理化を計ることが容易でなかつた。これでは九俣の功を一簣に虧くこととなるので、昭和石炭會社加盟各社間に於て調節高即需要と曰ふ原則を厳守することに申合せた結果、調節高をオーヴァーして送炭することを認めぬと同時に調節高までは必ず送炭せねばならないこととした。故に若し與へられた調節高を送炭出来ぬ會社に對しては、其の數量を石炭聯合會に申告せ

易に發表せざりし得意先其の他に關する統計材料等を凡て隠す處なく提供を求め、是れに基いて需要を各地方別産業別に實地に就き調査し、其の消長變遷を考察して産業別の需要を豫想し、之れを全國的に總括し、内地全體の需要豫想を樹て、之れに應ずる供給即ち石炭礦業聯合會の送炭調節高を定める方法を講ずるのである。此の調節高は需要豫想高と貯炭高とを睨み合せて決定されるものであるから需要高を超過せぬのは勿論、貯炭も常備貯炭高より以上に増加せしめぬ様、同様に供給に不足を告げざる様細心の注意を拂つてゐるのである。而かも需給の何れかに變化を來す場合には逸早く其の對策を施し、常に需給の權衡を失せざることに注意するのである。

更に統制運用の完璧を期する爲めに、數量統制並に季節的送炭調節方法が實施せられてゐる。

### 炭價の安定

以上のようにして石炭需給の圓滿なる均衡を計り、同業者間の無益の競争を排除する時、炭價は自然に公正なる點に安定することにならう。何れの點を以つて公正なる價格水準と看做すべきかは産業自身の經濟的立場と一般物價の社會的觀察とに依つて公正なる價格水準と看做すべきかは、産業自身の經濟的立場と一般物價の社會的觀察とに依つて多少の相異はあらうけれども、價格の安定を得ることには何人と雖も異論のない處である。各種産業部門内に於ける夫々のエゴイズムが抑制せられんとする現在の社會情勢に於ては、昭和石炭會社は常に公平なる判斷の下に需給兩事業の發達を助成し、所謂共存共榮の大方針を以つて之れに臨み、穩健なる炭價の安定を期せねばならない。

坊間昭和石炭會社を目して、生産を制限して價格の不當釣上げを策するものと看做す向もある様であるが、今日の如く社會的輿論の監視が厳正に行はるゝ時代に於ては、利益の不當獨占の如きは到底不可能事である。

却つて石炭需給兩當事者の中間に立つて兩者の便益を促進せんとする調停機關と見るべきである。

### 季節的送炭統制

また從來は一ヶ年を通じて一本の調節高を年初に定めたのであるが、同じ一年の中でも石炭の需要には著しい季節的變動があるもので、一年間通算の需給尻は合致してゐるとも、之れを季節的に見るときは、甚だしく不均衡を來たし、夏場は不需要期として貯炭が激増し、炭況を悪化するが、冬場は忽ちに不足して稍もすれば石炭飢饉の聲を聞くと云ふ様なことが絶えなかつたのである。

茲に於て又、一年を不需要季(四月―九月)と需要季(十月―翌

しめて、其の不足數量を他の餘力あるものに振向け補充の途を立て需給の一致を計ることになつた。即ち需要に應ずる調節高は必ず送出すことを勵行して、數量統制の確立を期して來た。然るに最近に至つては需要の激増に對し兎角送炭のこれに伴はざるの傾向漸く認めらるるに至つたから更に一步を進めて減産罰金を壹圓に引上げて極力増産を奨励する方針を採ることに變更された。

次に從來の調節高は内地向け、外地向けを一本の調節高で極められてゐたから、外地(外船燃料、移出を含む)需要が豫想より少い場合は、夫れ丈け内地市場へ逆流することとなり、従つて内地市場の統制が紊れることになるので、外地向の數量を切離して内地に流入しない様に取扱ふことになつた。一方全體としての調節高は嚴重に守つて超過を認めないことは上述の通りであるが、外地向け輸出の増加は國家的見地よりすれば寧ろ奨励すべきであるから、外地向け調節高に限り之れを超過して増送し得る方法が設けられてゐる。

また從來は一ヶ年を通じて一本の調節高を年初に定めたのであるが、同じ一年の中でも石炭の需要には著しい季節的變動があるもので、一年間通算の需給尻は合致してゐるとも、之れを季節的に見るときは、甚だしく不均衡を來たし、夏場は不需要期として貯炭が激増し、炭況を悪化するが、冬場は忽ちに不足して稍もすれば石炭飢饉の聲を聞くと云ふ様なことが絶えなかつたのである。

茲に於て又、一年を不需要季(四月―九月)と需要季(十月―翌

### 石炭礦業の特異性

尙ほ茲に識者の公正なる認識を求め度いのは石炭礦業の特異性に就いてである。一般に世人は石炭と云ふものは簡単に採掘出来る位に考へてゐる様であるが、實際は非常に冒險性の伴ふ事業で、特に巨額の資金を固定する爲めに、専門の知識と周到なる計畫並に大膽なる決断を必要とする。

元來炭礦業は以上の如き、特異性の爲めに、生産の増減もそう簡単には行はれるものではない。増産の爲めには先づ以つて機械設備の増加は勿論であるが、之れには多額の資金と長時日を要し、且つ坑夫の備入と訓練、住宅の増築、採炭切羽の増加、坑道の掘進等が必要である。更らに運搬並に選炭設備の擴張等、如何に焦つても却々急速には實現するものではない。

殊に昭和八年以後の炭界は打續く不況に悩み、緊縮に緊縮を重ね、最小限度の操業を行つて來た後の急激な増産の事として更らに一層の困難を伴つた譯である。それにも不拘、約四ヶ年間に内地炭のみにて一、四〇〇萬噸以上の増産を行つて激増せる需要に應じ得たるの一事は石炭聯合會と昭和石炭との對策計畫上時機を誤らざる様周到なる注意を拂ひたるによるものにして此點廣く世人の再認識を促したい次第である。

從來ともすれば、我が石炭資源は貧弱であるとか、老境に入つたと云はれ、多く頼むに足らざるかの如く見られて來たのであるが、以上の事實に見れば必ずしも悲觀を要しない。否、吾人は以上の事實に直而して益々我が國に於ける石炭業發展力の大きな

を感得するものである。若し夫れ我が國が其の消費する石炭の大部分を他國に仰ぎつゝあるものとせんか、最近の如く需要が激増した場合に於ては我が産業界は昭和石炭會社並に石炭聯合會が善處せし如き、供給の安全と價格の公正とを期待し得るや、否や、蓋し思ひ半ばに過ぐるものがあらうと信ずる。他國の石炭に供給の安全と價格の公正とを望み得ないこと、凡そ如斯である。

況んや、前述の炭礦事業の特異性として、他の産業に於けるが如く生産力の伸縮爾く容易ならざるが故に、國家有業の對策としても、一定の生産能力を常に保有し自給自足の途を確立するの必要切なるものあるに於ておや。

而も今日内地に於ける炭礦業の直接従業員は生産販賣兩方面を合して、恐らく二十萬人以上に達するであらう。是れ等従業員の家族平均三人と見れば六十萬人、四人とすれば八十萬人となる。更らに大牟田、直方、飯塚、門司、若松、戸畑、宇部、小樽、室蘭、釧路、夕張等の各都市を始め、石炭の爲めに勃興し、又石炭に依つて生活しつゝある地方町村民の数は最少に見積るも、これ又一〇〇萬人を超ゆるであらう。即ち最低限二〇〇萬の人々が石炭に依つて生活の資を得、之れと休戚を共にしつゝあることを知り得るのである。

斯く觀じ來るとき、漠然一般製造工業の振興と云ふ名目の下に輕々に内地炭礦業に重壓を加へんとするが如きは、我が國礦業政策上より見て最も考慮すべき問題と思はれる。殊に最近世上の問題となれる日滿及び南樺太等の産業統制に就いて云ふも其の根本精神は何處までも共存共榮を目標として進むべきではあるが、夫

れが爲めに内地炭礦業發達の健全性を阻止する如き行爲は吾人の斷じて與し能はざる處である。

### 將來の石炭需給と炭價の趨勢

近き將來に於ける我國石炭の需要は液體燃料國策に基く人造石油事業の勃興、軍事豫算の大膨脹による重工業部門特に鐵鋼の自給自足政策並に新興化學工業部門の大發展に伴ふ石炭の需要激増は過去四ヶ年以上の巨額を豫想せられて居る。即ち液體燃料と鐵鋼の自給自足は我國策として急務中の急務にして我等の豫想に依れば日本内地のみにて鐵鋼業に於て十二年度以降五ヶ年間に最低五百萬噸、人造石油業に於て此後六、七ヶ年間に大約四、五百萬噸、其他化學工業、電力業等の一般産業に於て十二年度以降五ヶ年間に七百萬噸以上の需要増加が豫想せられて居る。此の豫想にして誤りなくば此後此等の激増する需要に對して、年々これが供給の圓滿を計る事は寔に容易ならざる事業にして此の重大責任は日本内地全需要の九割を供給し來りたる我等炭業者の双肩に懸れる重大責任と云ふべきである。従つて内地炭業者は今日より此等の激増する需要に對して、増産計畫を樹立して萬遺漏なきを期す可きである。

然しながら内地炭業者は上述の如く過去四ヶ年間に於て約千四百萬噸の需要増加に應じ來つて今日に於ける炭礦の現在出炭能力は既に飽和點に達し、此後の需要増加はその凡んど總てを新規擴張又は新坑開鑿による出炭に俟たざるべからざる現状にある。即ち今後炭業者は年々巨額の新投資を必要とし、これのみを以てする

も石炭生産費の急騰は必至の運命にある。況んや非常時インフレーションに於ける賃銀諸掛、炭坑用品其他一般物價の騰貴は、政府の力を以てするも今や免る可からざる大勢に屬するに於ておや、如斯環境の下に於て今後公正適順なる炭價の向上を必要とするは當然なる成行にして此點石炭需要者が深く認識せられん事を希望して止まないものである。

### 仲買賣炭の統制

次に石炭統制工作の一として見逃すことの出来ないものは仲買賣炭の統制である。現在に於て需要家に對する石炭の販賣數量を見るに昭和石炭會社加盟社炭の七〇%前後は直接賣炭であるが他の三〇%前後は仲買を通じて販賣されてゐるから、我が石炭市場統制の完璧を期する爲めには、仲買賣炭の統制を期する必要がある。之れが對策としては市場を地方別に分ち、其の地方々々の仲買間の協調を保つと共に各地間の連絡を計り、漸次相連して全般の統制を完成する必要がある。既に地方に依つては、此の趣意に賛成して或は地方毎に主なる仲買の組合を成し、又は用途別に、例へば家庭用炭、硝子用炭と云ふが如き、互に利害の極めて密接なるものが相倚つて特殊の組合又は協會等の如き團體を結成してゐる。而して其の組織としては、販賣會社の形式を採るものあり、共同購入の形式を爲すものあり、實行後何れも相當の成果を収めてゐる。將來は之れを全國的に推し擴めて石炭市場統制を廣範圍に普及する必要がある。

又、用途別需要調が精確の度を加ふに従つて、之れが供給を益

★圓滑にし、需要家側に安心を與へる爲めに、用途別、炭種別選炭調節法の研究も早晚問題になるのではあるまいか、此の炭種別、用途別統制法が實施される様になれば、貯炭の跛行的偏在現象も解消し、眞の意味に於ての需給の圓滑なる均衡が保持されよう。

### 炭礦經營の合理化

更らに炭礦業の合理的經營を全體的に推し廣めることが將來の問題となると思はれる。例へば貯炭場、海陸の運輸並に荷役機關等の共同經營、炭坑必需品の共同購買並に配給(中央倉庫の如きもの)勞働者募集及使用上の統制等は作業上の諸經費を著しく節減すべく更らに進んで鑛區の統一整理を計るに於ては經濟的經營を爲すを得べく、其の利益に自然消費者も均霑することゝなるべきものであるから、之れが實現に向つては一段の努力が拂はねければならない。

此の經營合理化の重要な一部面として、石炭貴重化の爲めの諸般の共同施設が朝野の問題となつて來た。石炭は今尙ほ生の儘に直焚きされ其の貴重成分の多くが煙となつて放散せられ、化學的に剩す處なく活用する途が餘り講ぜられてゐないのは國家の大きな損失であり甚だ遺憾に堪えない。

石炭の組織は頗る複雑であつて、其の中に貴重なる成分を多重に包蔵してゐる。此の成分を抽出して、之れが可及的利用を計ることは非常に有意義のことである。新時代に於ける石炭は直接燃料より加工原料に向つて其の用途の重點を移行せらるべきもので

邦石炭統制の將來に於て一の大きな問題となるであらう。吾人は徒らに礦業家は石炭の採掘のみに甘んずる處なく、之れが有効消化の方策を講じ、加工的工業も進んで共同經營化し、需要の變遷に對應して調節の實力を養成する必要を痛感するものである。

### 強制石炭統制法の可否

石炭統制に對する國家公權力干渉の可否に就いて聊か臆見を述べて見やう。我が國の石炭統制は曩に述べた如く石炭礦業聯合會昭和石炭會社、石炭礦業互助會及び互助會石炭株式會社と云ふ當業者の任意團體の協調に依つて、所謂自治的統制の形態を探つてゐるが、外國の例に見る強制的統制に比して遙かに巧妙に運用され、より優れたる統制の實績を擧げてゐる。

現在、特別法を制定して石炭の國家的強制統制を行つてゐる典型的なるものは獨乙と英國であらう。獨乙に於ては今より四十數年前、即ち一八九三年に既に昭和石炭會社よりも一段と強力なる統制機能をもつ共同販賣組織のライン・ウエストフアリア石炭シンヂケートが結成せられ、幾多の歴史的發展を経て今日に至つてゐる。該シンヂケートは最初ルール地方炭礦業者の自發的協調に依つて任意カルテルとして成立したが、世界大戰後の一九一八年の革命の所産たる石炭統制法に依つて、強制カルテルに變質し國家的強制統制を受くることゝなつたのである。該統制法は石炭、褐炭、煉炭、乾炭を含む全燃料の協同經濟的統制を目的とし、其の爲めに地域別シンヂケート、聯邦石炭聯合會及び聯邦石炭會議

あるから、炭礦業者は從來の如く唯單に石炭の採掘、選炭を目的とするだけでなく、更らに其の加工品製造の實現に努むべきである。例へば石炭乾留工業、並に之れに關連するベンゾール、クレオソート油、重油、揮發油等の抽出、タール加工工業に依る染料、爆薬、合成レジン、調劑藥品等各種コールタール製品、水素添加工業に依る石炭液化の確立、瓦斯工業、火力發電事業等は最も妥當且つ合理的に經營せらるべきものである。而して之れ等の化學工業、就中瓦斯、電力、石油等石炭に其の源を發する動力事業は其の性質上連絡なき各社の個別的經營に放任せらるべきものでなく、共同經營に依るを誠に有利有意義とするものである。之れが一案としては各社を統一する一の大中央動力工場を作り、此處に發生する動力は電力會社に供給し、副産物として瓦斯、電力等の動力源を各工場に供給すると同時に乾留の副産物たるコールタールを加工して各種の化學製品を抽出し、又コークスより瓦斯を造り人造石油製造を計るが如きことは探算的にも將來最も必要且つ有利と信ずる。而してコールタールから染料、藥品の如き精製品を回收するには多額の資金と熟練と技術を要するから、先づ硫酸アンモニア位までを探るとか、ベンゼンを探るとか云ふ或る程度の粗製品回収に止め、それから先の原料は専門の化學工場へ供給する途を樹てる等、所謂經營の縦斷的合理化に依つて石炭の完全利用を計ることは國家的見地よりしても緊要事である。差當り九州、北海道、宇部、常磐、南樺太、朝鮮等の炭礦を中心とする一帯の地方に於ては之れが實現の可能性は充分に見込まれ得ると思ふ。兎に角石炭系動力源の統制とも云ふ可き事柄は我が

等の諸機關を設け、生産、販賣の統制を企圖してゐる。其の統制組織の尨大なる點は形式を重んずる官僚的な獨乙國民性を如實に反映してゐるが、肝腎の統制の實效に至つては遺憾ながら法規の末梢に提はれて所期の目的を達し得ず、幾多の缺陷を暴露したものであつた。

石炭統制法の狙へる目標は、共同經濟主義の精神に基く炭礦業の國家的統制、産業の社會化、炭礦國有化に向つて一步を進めることであつたにも不拘、同法適用の結果は石炭シンヂケートの主力團體たる炭礦業者の獨裁的統制に形式上の公的規律を加へたるに過ぎぬ觀があつた。即ち經營の實際に明い當業者の團體たる地域別シンヂケートが實權を握つて統制をリードする結果を來したのである。

英國に於ても一九三〇年の炭坑法に依つて、石炭業の國家的強制統制を實施することゝなつた。同法の市場統制篇は全國的並に地方別の市場統制計劃の樹立を強制してゐるから、獨乙と同様に強制カルテル制を採用した譯である。其の統制組織に於ては獨乙よりは遙かに簡單にして實情本位に出來てゐる。この點實踐的なアングロサクソン氣質を反映せるものとして、獨乙の夫れと好對象をなし、興味深く示唆に富んでゐる。

殊に市場統制法の根幹とも見るべき生産制當方法は需給の圓満なる均衡を得るために頗る巧妙なる二段構へを探り、我が國石炭統制上にも參考となるものが多い。

同法運用の實績を約言すれば、結局當業者が餘りにも巧利的な個人主義に提はれ、團體的協調心を缺き、動もすれば法網潜り

に専念せんとする傾向があるために、兎角不正競争を誘致し、同法所期の實效を擧げ得ない憾みがある。

獨、英に於ける石炭統制實績に徴するも、結局の問題は法規の不備如何に非ずして、統制の實際運用如何に繫つてゐる事を知り得るのである。結局は人の問題であつて制度は第二義的な效果を有するに過ぎない。統制に對する當業者自身の心構へこそは全てを解決する鍵鑰である。獨乙の官僚主義と云ひ、英國の功利主義と云ひ、畢竟するに夫れ／＼の國民性を反映するに外ならないが何れも自己の特異性に偏り過ぎたる爲めに、統制上所期の實績を擧げ得ず、却つて自縛自縛に苦惱してゐるのである。誠に戒心すべき前車の轍ではあるまいか。

### 結 言

統制經濟と云ふも、蘇國の如き徹底的な國營を認めざる限りは或る程度の自治、自由を認めざるを得ない。元來が自己保存、慾望満足と云ふ人間心理に出發する經濟活動をして全然他律的ならしめることは無理である。蘇國の如く國民の大部分が農民で、工業の發達水準が歐米諸國よりも遅れながらも國民の大多數が多年の專制政治に慣れてゐる國家に於ては、少數の自覺者が多數を鞭撻して國有國營で事業を遂行するものも一方法であらう。我が國に於ける明治維新直後多くの國營事業に依つて政府自ら歐米先進國の工業を輸入した時の事情は稍之れに類似してゐる。

然し既に工業が他の諸國と同程度の水準にまでも進んでゐる國

家に於ては極端なる國營國有主義は餘りにも個人の創意を働かす餘地を減少し、長い間に官僚主義に墮する虞れがある。又個人々々の個別的責任なるものを排除する結果は、平凡な言ひ草ではあるが、勤勞心を失はしめ、能率不振の弊害を來す虞れがある。結局は其の國の特徴、傳統、國民性等を參酌して慎重に考慮せらるべき問題であるが、これを我が國に就いて考へる時は自力更生の標語の下に民間産業團體の健全なる自治的發達を計り、其の自發的行動に依つて當該産業の難局を打開せしむるが、最も穩當ではあるまいか、而して國家は統制經濟の本旨に鑑みて、産業の自治的統制を獎勵監督し、其の合理的發達を促すと云ふ指導的役割を擔ふべきであると思ふのである。

前述の如く、我が國の石炭鑛業は國家の強制を俟たずして、逸早く當業者間に自發的統制協定が締結せられ、諸國に比を見ざるまでの圓滿なる協調を保つて自治的統制の妙用を發揮してゐる。需給の圓滿なる均衡と云ひ、合理的炭價水準の維持と云ひ、我が國石炭統制の現状に對しては現在以上に嚴重なる國權の干渉を試むべき必要を認め得ない。

斯かる實情にも不拘、尙且つ外國の制度を模倣し、徒らに煩雜なる統制法を制定して國家の取締りを嚴重にすれば、結局に於て我が國石炭事業の健全なる發達を阻害し、強靱なる彈力性を傷つけ、能率低下、コスト増嵩等の弊害を生じ、所謂力を矯めて牛を殺すが如き事態を惹起せざるやを憂へざるを得ないのである。この點識者の慎重なる考慮を切望して止まない次第である。

## 滿 洲 阜 新 炭 田 の 增 産 計 畫

滿洲國産業五ヶ年計畫はソウエート聯邦のネップ、それに續くネオネップに對比すべき徹底せる計畫經濟政策として恐らく世界的な注視を呼ぶべきものと思ふが、既に鑛工業部門は具體的な計畫が完成された。軍需工業及び一般生産施設の根基をなすエネルギー資源の開發としては滿炭による石炭増産、滿鐵の石炭液化、滿洲電業の出力増加及び國營水力發電所新設等が數へられ、これ等は水力發電設備を除いては總て石炭増産を基礎として立つものであるから石炭の増産は五ヶ年計畫中最も基本的重要性を有するわけである。而して滿洲炭田の大宗たる撫順は後述するが如き理由で現在の年八百萬噸の出炭より大して擴張しない方針であるから、結局この重責は滿炭の

双肩に負荷せられることになつた。滿炭は増産計畫の中心を阜新炭田に置き、目下着々炭田開發の歩を進めつゝある。其の埋藏量は現在調査すみの部分だけで二十數億噸既に東洋の寶庫撫順のそれを凌駕してゐるが未調査部分を推算すると四十億以上といはれる。五ヶ年計畫による出炭目標は四百萬噸、更にデスクプランでは一千萬噸の要望もある程で四百萬噸が實現すればその半分二百萬噸で世界炭坑開發史上空前のレコードに達するといふ正に超記録事業である。宜なるかな内外の視聽は内蒙の一角阜新といふ耳新しい地名に集中された。阜新炭田中の樞要部門孫家灣露天掘の出炭開始を機に東洋のザールの尊稱を將來に約束される。

山海關行き列車を大孤山から北行新立屯で更に昨年十一月から開通した海州線に乗り換へて時餘、終點一つ前の阜新驛へ出る。阜新は阜新縣の縣城になつてゐるが、同縣は既に蒙古の域に入り緩やかなスロープが高梁畑の盡きた所から波打つて鈍い灰色に塗られた風物はなる程蒙古的で、中間の驛で見る形ばかりの部落で見られる土民の顔も何處かポーッとおつとりしてゐる。

阜新城から自動車三十分で達せられる阜新炭田は北東から西南へかけて八十軒に亘り巾は八軒乃至二十軒の庖丁形をした廣大な地域である。その全部が炭層だといふわけではなくその中に大體新邱、孫家灣、大平五龍等の炭層が散在するが、正確にボーリングした部分は埋炭推定地域の十分一に過ぎないのだから、これから何が飛び出すか一寸見當もつかないといふ。滿鐵が經營してゐる滿炭に五百萬圓の現物出資になつた新邱炭田はこの炭域の右方に位して長年の經營にも拘らず目下試錐を續行中である。昨年初めから年産二百萬噸を目標に阜新一帶を拓かうと滿炭で計畫したのを産業五



参一

ケ年計畫の超増産計畫化によつてピッチを上げ出したのが昨年九月の四千萬圓増産案の九千萬圓への飛躍以來のことだから無理もないが、斯ういふ事情で炭質も濕青質で撫順炭に似、カロリーは少し低く六千七百位だといふ以上の調査は出来てゐない。阜新炭はジュラ期の生成で米松系の森林が炭化したものと想像されるから、年代は撫順より多少若いわけで、表土は比較的厚く、炭層の厚さは場所によつて區々だが、百米から二十米位、現在露天掘に着手した孫家灣は表土二十米、炭層百米になつてゐる。其他新邱にしても大平にしても大體露天掘が可能なの位のマイニングレージョに達してゐると見られる。坑内掘だと埋炭の約六十%位の探掘しか出来ないが、露天掘なら九十%も可能であるから資源完全開發の見地からは露天掘が望ましいのだが探掘的には埋炭量とその上の土との比率によつて左右される。これをマイニングレージョと云ひ石炭一噸に土砂一立方米をM・Rの價一とする。M・R位を露天掘の限度と滿洲ではされるやうだが、この數字は表土の質その他のローカルコンヂションで異り、撫順

の如く表土中にオイルシールなどを含んでゐる所ではりまで掘つてゐる。露天掘は坑内爆破の惧れなく、作業上の經費少く、その規模雄大、その能率甚だ上るところの滿洲の資源開發には洵にふさはしい探炭方法である。

×

明治二十九年細河が氾濫して新阜炭田の露頭を作るまで、この西滿東蒙の漢々の地に横たはる秘庫は知られずにあつたのだから炭田では最近の新人である。三十年ころから支那人が原始的な土法掘りを始めたが同三十九年に京奉鐵道が目をつけて米人モラーを派し暨坑二、斜坑五を掘り探査の歩を進め、新立屯、李家窩舖間の運炭線まで計畫したが、同鐵道の不振に伴れて遂に完成しなかつた。熱河戰の時軍囑託で支那軍に拉致慘殺された石本權四郎氏がその後大正二年頃手をつけたがこれは開發經營の目的からではなく利権漁りのためだつたやうだ。大正三年大倉組が大日方といふ人をつたが、大日方は單身調査に當つてゐるうち六月新立屯の方から來て半切塔といふ所

で馬賊に捕へられ、その魔手に斃れた。大倉組は社員賠償として新邱の探掘權をとり結局滿鐵が引き繼いで形式だけ日支合辦の大新公司を作り苦心經營したが、これが維持のためには元利合計一千萬圓の資金を費した。阜新炭田の人柱となつた大日方氏を記念する慰靈碑は、汽車で行くと阜新驛も近くなつた頃車窓左手の丘の上に聳え立つて見え今は邦人滿洲進出史の古典と化してゐる。

×

阜新炭のマーケットは撫順炭礦の消長と日本及び滿洲の石炭需要の動向との相關關係において決定される。撫順炭礦は康徳二年度滿洲出炭總額千四百萬噸中八百六十七噸を占め七十六%及びその消費狀況は

(單位千噸)

滿洲及び朝鮮消費	四、六一六
内地向輸出	二、七三〇
海外輸出	四七〇
船裝料	八五五

一考

一途を辿る重工業並に化學工業は内地炭田の行詰つてゐる現状では益々滿洲炭を切望する。ところが撫順は埋藏量八億を有し可採量は五億に達するけれども非常に貴重な性質を有するから向後の出炭は極力節約することとし昨年滿鐵重役會で増産不採用の方針が決つた。であるから内地への供給は専ら滿炭系の西安とか阜新を以て當てることになるが埋藏量を比較して見ると西安二億、北票一億、本溪湖二億なるに比し阜新は三十億噸と壓倒的に石炭資源を獨占してゐるのであるから結局阜新炭を内地へ持出すことになる。

こゝに阜新炭の積出港として壺盧島港が登場する。阜新開發と同時に滿鐵では昨年

をり年次別積出能力は(單位千噸)

昭和十二年度	一、二〇〇
昭和十三年度	二、五〇〇
昭和十四年度	一、八〇〇
昭和十五年度	三、〇〇〇

となつてゐる。而して阜新、壺盧島間の鐵道は十二月中旬阜新、義縣間の建設線の完成によつて全通した。壺盧島の重要性は産

炭地と他の積出港との距離を比較すれば一目瞭然である。

大連	營口	壺盧島
撫順	四三四	三三三
北票	二六八	一七五
新邱	二四〇	一八〇

内地の炭坑は殆んど例外なしに海港に近い所にあり、消費地また海に臨んでゐて運費の安いのに反して滿洲は復州の如き例外を除いて何れも奥地に位してゐる。撫順炭は特定運賃制を設けてゐるが大連まで越當り四圓五十錢に當り、筑豊―若松間の一圓、夕張―小樽間の二圓に比すべくもない。そこで輸出用炭として阜新の強みは出港距離が右表の如く撫順の半分にも足らない近距離にある點であらねばならぬ。

×

ところで撫順炭の探掘を増やさない方針で行き阜新炭の如く五ヶ年後四百萬噸出炭の曉には第二第三段の増産計畫の控へてゐるものを壺盧島から積出すといふことになると滿鐵の運賃収入に大影響を來すことは今から考へて置いて早過ぎないであらう。滿鐵の石炭運賃収入は年額三千五百萬圓、

運賃収入の四十%を占めてゐるのであるから、電業會社が哈爾濱―大連間の一貫送電線建設を計畫して山元發電の方針をとり、それだけ送炭が減少するとか入滿苦力の制限問題で旅客収入の方もさう躍進的増收を期待出来なかつたりする。撫順炭をどう扱ふかは滿鐵の一大問題であらう。關稅制度の改善と、もに關東州の工業に特權を與へて來た轉口稅問題は合理化すると財政部では明確な態度を持してをりその目標が大連と奉天を工業地帯としてエコールフツテンに置かうといふのだから滿洲國內で消費される物資の生産は奉天に移行して來るであらうことも豫測される。それについては甘井子の埠頭設備を殺すまいとする努力なども纏まつて來よう。

壺盧島は築港の東方に小高い山を負つてゐる。こゝへ上つて見ると築港作業は足の下に見られ、右方にライオン岩の奇勝、左方に張學良時代の軍官學校々舎がある。埠頭岸壁は水深八米半だから九千噸位の船が入るわけだが惜しいことに冬季三月月は凍るのである。南方真正面から吹きつける強風は築港作業を阻むこと甚だしいが、防波

参一

一考

堤が出来ると、波がなくなるため冬季結氷は更に厚くなるといふのだから皮肉な話だ。某方面の話だが阜新炭が本格的に炭を掘り始めると運送船として大連汽船あたりで八千噸級の貨物船を四隻は新しく持つことが必要になつて来るさうだ。阜新壺盧島間の何處か、例へば錦縣あたりに新しく工業地帯が出来るとも考へられると満炭の一重役は語つてゐるが北支及び蒙古との關係を考へるとこれも背ける氣がする。

滿洲炭礦株式會社の五年後の出炭は一千万噸を目標としてゐるのであるが、その中心となるものは阜新炭田であつて、その四割四百萬噸が割り當てられてゐる。而も最近の同社出炭成績は十一年一月より九月約百二十四萬噸で之を各礦別にすれば左の如くである。

復州	一二・四九一
八道壕	六一・四七九
孫家灣(阜新)	四四・四八四
密山	一一・二四一
鶴岡	二〇六・三七〇
西安	五二〇・九〇九
北票	二一七・八九三
札賴諾爾	五八・一九一
合計	一、二二四、〇五八

## 水壓探炭機及び操作法概要

探炭切羽に於ける全出炭を、爆薬を全然用ひないで、新考案の水壓探炭機によつて探炭する方法が、*Water Pressure* 炭坑で施行せられ、爆薬による一切の災害を完全に除き得るに至つた。

本方法が初めて試験的に該坑の一切羽にて行はれたのは一九三六年の三月であつたが、炭質、天盤の性質等の異なる他の二個所に就て更に試験の結果非常に好結果を得、同年六月全切羽に之を實施する決意を固め、遂に九月に到り週間八〇〇噸以上の全出炭が本方法に依つて探掘せられるに至つたのである。

此の探炭機は不銹鋼の内徑の小きな肉厚筒の横腹に等距離に孔を穿ち、ピストン或はプランジャーをはめる様になつてゐるもの

で、筒の縦孔の一端は管によつてポンプに連がれ、壓水を以てプランジャーは押し出され、炭壁を押しつぶすのである。プランジャーの直徑及び衝程は筒の徑によつて變るが次の三種がある。

直徑(一) 衝程(一)  
直徑(二) 衝程(二)  
直徑(三) 衝程(三)

*Newdigate* 坑で用ひられたものは  $3\frac{1}{2}$  のものである。探炭機の長さ従つてプランジャーの数は石炭の硬さ、スカシの深さ等に依つて變る。何しろ壓力が非常に高いので各部分品凡て良質の材料を用ひ特別の設計を施してある。パイプ間の繼目や

パイプと筒との間のカップリングも高壓に耐へるものとするのは勿論である。壓水ポンプのプランジャーの直徑は状況に應じて「乃至」とする。

探炭機挿入用の孔は  $3\frac{1}{2}$  徑のものには直徑  $3\frac{1}{2}$  の孔をあけるのであるが、之には凡て電氣鑿孔機を用ひた。

水壓探炭機は、下スカシ、上スカシ或は堅スカシせられた石炭を破碎するために用ひられるもので丁度爆薬の働きと相似たものである。唯本探炭機によれば力の掛り方が爆薬に比べて速度遅く且つ力が一平面内に限られるものである。

孔に探炭機を挿し込んでから、石炭をくづし落す迄の時間は平均二―三分である。此の間にプランジャーは衝程の端まで達し、石炭は崩れ落ち或は鶴嘴で容易に探掘出来るやうになる。此の時ポンプの壓力を下げるとプランジャーは直ぐに筒の中に引き込み探炭機は容易に抜ける。

本探炭機の使用に當つては何もむづかしい規則や決つた法則がある譯ではない。唯次の様な諸點は實用上の授けになるものである。

- (一) スカシから孔までの距離、孔の間隔、孔の方向等は凡て状況に應じて決めねばならぬ。
- (二) 孔はスカシの深さ一杯にするのがよいが、探炭機は孔底を僅かに残して用ひるのが最もよい。そうでないと探炭機がしまつて引き抜く時に困る。
- (三) 九個プランジャー付きの探炭機が必要ではあるが、石炭が軟かくて、奥の大部分が未だ地まぬ中に早くも壁面近い部分丈が崩れ初めるといふ様な場合には、壁面に近い一乃至二のプラン

ンジャーは小形のものとするのがよい。

(四)  $3\frac{1}{2}$  の鋼の敷物をプランジャーに削へて挿し込むと結果がよい。

(五) 清水を用ひ、之に溶解性油を少量混ぜて用ひる事が大切である。

(六) スカシが完了するまで待たないで、出来るだけカッターの直ぐ後から引き續いて探炭するのが非常に有利であることが解つた。又スカシを充分掃除してかゝる事も大切である。

(七) 本探炭機が働が鈍るのは普通ワッシャーが古くなつて洩る爲めのことが多いが、之を坑内で修理する事は困難であるので順次に坑外に上げてよく検査修理して置くことが大切である。

本方法の利點を上ぐれば次の如し。

- (一) 爆薬に基因する瓦斯炭塵の爆發の危険無きこと。
- (二) 爆破のやうに激震のために天盤及支柱を傷める事なく、又働きが静かなるため天盤の微動等もよく知る事が出来ること。
- (三) 爆薬の貯藏、取扱ひ上危険なきこと。
- (四) 爆破の様に激震なきため炭塵の發生最小。
- (五) 塊炭率の多いこと等があげられてゐる。

最後に費用に就て述べると、水壓探炭機、電氣鑿孔機、變壓機等一切をくるめた費用は非常に高價ではあるが、維持費はピツトの費用が主な位のものであるから安いものである。大略の費用は水壓探炭機一組の値段が約  $1100$ 、それに電氣鑿孔機、變壓機、ケーブル等の費用  $100$  を加へてざつと  $1200$  である。壓縮空氣の使へる箇所では鑿孔機の費用は約  $100$  で可い。

### 二十一年度内地炭需要推定及供給割當

本月三日石炭聯合會が決定

二十一年度石炭供給數量割當に就き石炭聯合會及び本會は先月來打合せ中の處、去る三日石炭聯合會の統制委員會に於て二十一年度需要推定推量及び之に對する供給數量の割當其他が左記の如く決定された。

#### 二十一年度内地全需要推定數量

(單位千噸)

上期	三〇八四	前年同期ヨリ増	一、七四一
下期	三、七六〇	同	二、〇三三
合計	四、四六五	同	三、七七四

#### 聯合會並に互助會供給數量

(單位千噸)

聯合會	上	一、二、七九七、四〇七
互助會	下	一、四、九一四、七一四
合計	上	二、七、七一一、一二一

#### 内地全供給數量

(單位千噸)

聯合會並に互助會上期數量	一四、七〇四
下期數量	一七、三三七
合計	三二、〇四一
非加盟炭並に移輸入炭計	一、二、五六四
(内譯) 非協定炭	七、八三七
輸入高	三、五三二
移入高	一、三九五
合計	一、二、七六四
差額	二〇〇
總計	四四、六〇五

互助會	上	一、九〇六、五九三
互助會	下	二、四二二、二八六
合計	上	四、三二八、八七九

#### 聯合會上期地方別割當數量

九州	六、八五九、二二四
北海道	三、三〇一、七二一
常磐部	八九八、六六六
宇部	一、一四一、九四六
其他(福島、彌生、第二磐城)	四八五、八五〇
小計	一、二、六八七、四〇七
互助會購入	一一〇、〇〇〇
總計	一、二、七九七、四〇七

#### 二十一年各事業別需要推定數量

(單位千噸)

重工業	八、七二九	前年ヨリ増	一、四二九
化學工業	六、三三五	同	九五〇
電気事業	三、五八二	同	三七〇

#### 年度別需要内譯

(單位千噸)

昭和五年	三、一、六五一
昭和六年	二、九、四三四
昭和七年	二、九、五七二
昭和八年	三、四、九六一
昭和九年	三、九、六〇七
昭和十年	四、一、一四五
昭和十一年	四、〇、七九一
昭和十二年(豫想)	四、四、六〇五

### 寄附金

一金四千圓也

寄附者 岩崎壽喜藏氏

昭和十二年二月十五日日本會に對し寄贈

石炭鑛業互助會

### 一月中北海道出炭高

北海道の三十七炭鑛會社に於ける一月中の出炭總額は八十萬一千七百九噸で前年同期に比し十三萬八千二百三十七噸(二割)の著増を示した、尙同月中探炭減を示したものは北海道鑛業會加盟二十六坑中北海道炭礦汽船經營の萬字、空知、幌内の三坑、盟外社では登川の豊田、廣田の白糠、釧路の青葉の三坑である。因に同月中の送炭高は七十四萬七千八百噸で前年同月より十六萬八千二百八十噸(二割五分)増加してゐる。

### 阜新炭の液化計畫

#### 滿炭が工場建設か

撫順に於ける石炭液化工場第一期計畫は昨年度より千六百萬圓を以て建設に着手されてゐるが、滿洲國産業五ヶ年計畫の樞要部門として更に阜新の石炭液化工業が計畫され注目されてゐる。即ち滿炭では滿洲電業が阜新に十五萬キロ火力發電の計畫着手と並行して滿洲國政府、滿鐵共同出資による石炭液化工場の新設を計

畫、撫順工場とは別個の石炭液化工場の建設を計上、石炭液化の本格的擴充を企圖すると云ふ案で計畫内容については軍需關係事業として嚴秘に附されてゐるが、阜新炭は周知の如く第二の撫順炭と稱せられて居り、滿炭では撫順に匹敵する炭量の探掘を企圖してゐるが製鐵用として多大の疑問點があり、かねて問題となつてゐたものであるが液化用として充分使用し得るとされてゐた處であり、滿鐵のこの計畫はこれらの事情から見ると阜新炭の最適所を取るものとして非常に注目される。なほ滿炭は康徳三年より七年に至り増産五ヶ年計畫を樹て五年後の探炭量一千萬噸の方針を樹てゐるが、滿洲國産業五ヶ年計畫は四年より八年に亘り一千五百萬噸計畫を目標として居り滿炭もこれに順じ増産五ヶ年計畫終了後は更に尅大計畫を立案の豫定であり、阜新はその重點となる關係にあり利目に値する。なほ明春九州大牟田に試験工場を建設、フイツンヤ法による石炭液化を企圖する三井でも年産十萬噸處理の豫定で滿洲進出を企圖し極秘裡に四平街附近に工場敷地を物色中と傳へられ、滿洲に於ける石炭液化事業は非常時局の進展と共に活潑な動きを見せ始めてゐる。

### 筑豊重要炭坑の

#### 四割迄が産炭減少

筑豊炭田が探炭史上古く現在以上の増産困難とみられ北海道、北松浦即ち長崎縣下産炭に今後増産を囑望されつゝあることは屢聞く處であるが、これを裏書するが如き事實が昭和十一年全國各坑産炭高數字の上に歴然と現はれたことは増産急行を餘儀なくされてゐる我内地各炭坑の今後の供給系統に大異變を來すものと注目されてゐる。即ち石炭聯合會の昭和十一年度全國各坑産炭高をみるに重要炭山百十中前年に比して炭減少を來してゐる炭山は實に卅二坑の多數に上つてゐる。而してこれを各炭坑地別にみれば次の如くである。

所在縣	調査坑數	産炭減少坑數
福岡	五七	二一
北海道	二七	四
長崎	一〇	三
福岡	七	一
山口	四	一
佐賀	三	二
茨城	二	〇

即ち調査重要炭山の五割以上は福岡縣下のものであるが、この中の四割、即ち五十七坑中の二十一坑は前年度産炭に比し減少を

來してゐると云ふ状態にある。勿論産炭減數量は必ずしもこの比率ではないが筑豊炭田重要炭山の四割迄が産炭減傾向を示したことは炭坑當事者か何れも増産必死となつてゐる折柄頗る芳ばしからぬ現象として重要視されてゐる。

### 一月中撫順各坑探炭高

本年一月中の撫順各坑探炭總額は八十三萬二千二百二噸で前年同月に比し二十一萬九百五十八噸即ち三割四分の著増を示した各坑産炭高は古城子露天掘の二十九萬七千九百噸を筆頭に龍鳳の十五萬六千五百噸、老虎臺十四萬七千噸、大山六萬八千五百噸、東郷六萬五千噸その他の九萬八千三百二噸等である。

### 長崎縣下炭業躍進

#### 過去三ヶ年送炭成績

需要の著増に副ふべく増産に次ぐ増産に必死となつてゐる石炭聯合會は過般の理事會に於て昭和十二年度全國送炭高を決定すると共に各炭坑に對する出炭不足及出炭超過に對する違約金を適當の一圓と決定し増産獎勵に資することになつたが全國各地炭坑の探炭、運炭設備の相違地理的關係に基く地方別供給數量は増産、石炭運搬に對しても區々な状態となりつゝある折柄違約金規程の改訂により地方毎の出炭額の開きは益々擴大されるものとみられ



てみる。最近三ヶ年間の全國諸炭坑地方よりの石炭供給高は次の如くである。(單位千噸)

炭種	昭和九年	十年	十一年
筑豊	七、九二一	八、二二二	九、四〇八
北海道	三、八八三	四、二六五	四、九〇一
常磐	一、七一三	一、七五五	二、〇八一
山口	二、二〇八	二、二一七	二、一八七
粕屋	七、七四	九、一四	九、四二
佐賀	五、六六	五、三四	六、四三
三池	四、一二	三、九七	三、八六
松島	二、〇四	一九	二〇
崎戸	三、四九	三、九六	四、二四
北浦	二、八五	四、三五	七、二〇
高島	二、五四	二、九五	三、二五
臺灣	六三	六二	七七

(松島炭の十年激減は出水のため)

この表には地元消費を除外にみてゐるがこれによつてみれば山口炭、粕屋炭、三池炭は何れも送炭高に増加傾向皆無で過去三ヶ年間に異常な進展を示したものは北松浦炭であり九年の二十八萬五千噸より十年には十五萬噸十一年には二十八萬五千噸と超スピードの發展振をみせてゐる。北海道及筑豊炭は何れも相似た割合で増加して居るが長崎縣下の諸炭坑が一齊に眼見しい出炭増加を來しつゝあることは注目されて居る。

### 高松二礦本格的採炭開始

福岡縣遠賀郡水巻村日本化學工業第二高松炭坑は六百萬圓を投資、年額百萬噸の出炭を眼差して設備を急いでゐるがこの程洗炭工場の完成をみたので愈々本格的採炭開始の運びとなつた。同坑は本年中先づ最初月額二萬五、六千噸を出炭年末には四萬噸に達する見込でこの外隣接地十五萬坪を買収し社員坑夫の社宅にあてる筈で社宅は三十棟二百四十戸の大規模のものである。

### 若松港輸出石炭漸減

若松港の昨一年中に於ける石炭積出總額は一千五十五萬二千九百五十九噸の新記録となり昭和七年の七百九萬七千四百十六噸に對して實にこの四年間に四十八%の激増となつてゐるがその仕向地別數量が京濱、伊勢灣、阪神、瀬戸内海、門司、山陰、北陸、朝鮮その他の方面が昭和七年以來順調に累年増加してゐるにも拘らず外國向がこれと逆に漸減してゐることは注目されてゐる。即ちその數量は(單位噸)

昭	和	七	年	一	九	四	、	六	六	二
同	八	年	一	八	六	、	九	〇	一	
同	九	年	一	六	二	、	四	九	一	
同	十	年	一	三	五	、	九	四	九	
同	十	一	年	九	九	、	三	六	四	

ら石炭鑛業の組織改造、労働時間に至るまで強力統制を行つてゐるものである。而して差當つて本年度からは各炭鑛の生産設備の擴大、労働者の増加に注力すると共に工業的見地から石炭の品質及び生産能力に關し關係専門家を網羅して調査を開始し、將來の石炭需給の圓滑を期することゝなつてゐる。

### 炭坑法を制定し

### 石鑛業を統制

となつてをり昭和七年より實に五割の減少を來してゐる。これは石炭の内地、領土向需要の著増に基くものとみられるが輸入炭が年々著増を告げてゐる折柄輸出炭の著減は豫想外に國內石炭需要の旺盛振にあることを物語るものとして重要視されてゐる。

準戦時體制整備の進展と共に所謂「生産力の全面的擴充」主義に基く基礎産業の積極的助成に乗り出すことゝなつた商工省當局では其具體的事業の第一歩として石炭鑛業に對して新統制經濟政策に對應せる新立法の制定を企圖するに至つた。即ち石炭鑛業を統制するものとして「炭坑法」の制定は關係當事者の間に考慮せられつゝあつたが、同問題は軍需工業の活況、石炭液化工業の進行に伴ひ需要がますます増大する反面、炭坑に於ては掘り進むに従つて能率低下し經濟的採算以下の採炭を餘儀なくされるに至る現状から緊急必要のものとなり商工省局では之が根本的對策として他の動力原料がすべて單行法によつて統制されてゐるに鑑み、老朽設備の改廢等出炭、送炭の増加を目的としていよゝゝ炭坑法の制定に對し本格的準備調査を進めることゝなつた。因に石炭に關し炭坑統制經濟立法を有する國は獨逸及び英國等で、一九三〇年八月の英國炭坑法は石炭の生産、供給及び販賣か

本會記事

本月日本會は將來諸工業の急速なる發展に伴ひ石炭需要の激増を見込み、坑所港灣間の通信連絡がより一層頻繁を加へ而して現在已に不便を感じるに鑑み、若松石炭商同業組合並に筑豊石炭鑛業會と提携協力し、實地通話狀況調査表を附し(統計第二〇表並に第二二表参照)『若松市と筑豊炭坑地方とに電話線増設方再陳情書』を熊本逓信局長田村謙次郎氏へ提出した。陳情書全文左の如し。

陳情書

謹啓

巽に筑豊炭坑地方と若松港間の電話線増設方に付陳情仕候處早速御開届け御設備被下以御蔭從來に比し通信上多大の便宜を得候段奉感謝候然るに去一月二十二日より三十一日に至る十日間主なる石炭商店に付同炭坑地方に對する實地通話狀況調査致候處別表の通りにして尙不便不鈔候是れ石炭荷役上特に一定時間内に坑所と港灣との通話を要する事情も有之又將來諸工業の急速なる發展に伴ひ石炭の需要豫想外に激増の見込にて坑所港灣間の通信連絡愈頻繁と可相成候條更に若松直方。若松飯塚、飯塚上山田、直方後藤寺、直方木屋瀬間に至急電話線御増設被下度重ねて御願申上候

互助會石炭株式會社便り

互助會石炭株式會社は一月十六日筑豊石炭鑛業會直方會議所に於て臨時株主總會を開き專務取締役青柳六輔氏議長席に着き左の事項を決議した。

決議事項

- 一、第二回拂込金に關する件
- 二、統制規約承認の件  
尙統制規約施行細則は統制規約に制定せられた理事會に一任の事に決定し、議長は理事として左の六氏就任の旨發表した。
- 理事 林 博氏、同 武内禮藏氏、同 有吉 滿氏、同 谷口源吉氏、同 能村 新氏、同 小林俊治氏
- 三、取締役増員の件  
社長の推薦に一任するや否やを諮りたる處社長指旨に滿場賛同あり、仍て社長より末吉慎一氏を取締役に推薦した事を發表し同氏へ取締役就任方を懇請せし處承諾があつた。

社員入退社

本社員花井重美(一月八日)森寅雄(一月十五日)の兩氏は何れも現役入營の爲め休職となつた。  
尙左記三氏上記の日附を以て新たに入社  
二月十五日 後藤丈藏、二月十七日 森 保房、三月十一日 丹生 學(現場係)

### 日炭系四社會併し

### 日本化學工業株式會社と改稱

本會所屬日本炭礦株式會社は二月中旬同社系山田炭礦株式會社、山陽無煙炭株式會社、相浦炭礦株式會社を吸收合併し夫々其業務一切を繼承し、併て資本金を六千二百萬圓に増資の上社名を日本化學工業株式會社と改稱した。今後同社は之を契機として鞏固な統制の下に計畫的石灰炭採掘と販賣業務に邁進するものと思はれる。

尙改組に當り日炭九州事務所を廢止し、總務部及鑛務部を東京に移轉し商務部は當分の間若松賣炭所に置く事と各地賣炭所は現行通りとなす事となつてゐる。

### 深坂炭鑛經營者變動

### 深坂炭鑛株式會社設立

本會所屬深坂炭鑛株式會社は從來岩崎壽喜藏氏及同武夫氏の經營であつたが今回東邦炭鑛株式會社々社赤司初太郎氏、藤井鑛業株式會社々長藤井伊藏氏、岩崎炭鑛經營者本會重義氏等が譲受け深坂炭鑛株式會社と會社組織に變更し同社に於て事業一切を繼承する事となつた。尙取締役社長赤司初太郎氏、取締役藤井伊藏氏及本會重義氏等である。

## 本會新入會員紹介

入會月日	鑛名	所在地	鑛業權者又ハ代理人
昭和十二年三月一日	吉田炭鑛	鞍手郡西川村八尋	吉田 浩三
昭和十二年三月八日	佐與炭鑛	嘉穂郡額田村	永岡 松太郎

## 石炭鑛業權設定 (十二年一月十二日ヨリ 十二年二月二十七日マデ) 福岡鑛山監督局管内

登録番號	鑛區所在地	面積	鑛業權者住所氏名	登録月日
長崎 三〇七	東彼杵郡三浦村並ニ海面	九九六、〇〇〇	吉居丑之助 外二人	一一三
熊本 二〇四六	玉名郡腹赤村地先海面	九四、九〇〇	高藤 啓介 外二人	一一五
福岡 二八七	八女郡豐岡村北川内村	一〇、〇〇〇	井口 淡 外二人	一一九
熊本 二八八	同 郡黒木町豐岡村北川内村	一〇、〇〇〇	小林 新	一一九
熊本 二九四九	玉名郡鍋村地先海面腹赤村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	力武 兼介 外二人	一一九
長崎 三〇八	同 郡滑石村地先海面高道村地先海面	一、〇〇〇、〇〇〇	藤川 歡治	一一九
山口 三〇九	北松浦郡御厨村吉井村江迎村	三五、〇〇〇	瀬戸 軍一	一一九
山口 三二〇	同 郡御厨村江迎村	三〇、〇〇〇	外一人	一一九
山口 三二一	厚狭郡小野田町地先海面	五〇七、〇〇〇	三井鑛山株式會社	一一九
山口 三二二	吉敷郡西岐波村地先海面宇部市地先海面	九四三、五〇〇	外一人	一一九
福岡 三二七	山門郡瀬高町三池郡高田村	八九六、九〇〇		一一九
福岡 三二八	同 郡瀬高町山川村	八九六、九〇〇		一一九
福岡 三二九	同 郡瀬高町大和村	八九六、九〇〇		一一九
福岡 三三〇	山門郡瀬高町	九八五、〇〇〇		一一九
福岡 三三一	同 郡瀬高町	五三〇、〇〇〇		一一九
福岡 三三二	同 町山川村	九三、九〇〇		一一九
福岡 三三三	同 郡東山村瀬高町山川村	七八七、〇〇〇		一一九
福岡 三三四	同 郡東山村瀬高町	七八七、〇〇〇		一一九
福岡 三三五	同 郡大和村三橋村	八九八、〇〇〇		一一九
福岡 三三六	同 郡大和村三橋村	八九八、〇〇〇		一一九
福岡 三三七	遠賀郡遠賀村蘆屋町	九三三、〇〇〇	赤坂 清	一一九
福岡 三三八		二七、四〇〇		一一九





九州水力電気株式会社

# 九洲電力電氣株式會社

## 統計目次

第一  
目次

1 互助會所屬坑別送炭實績表.....(41)	12 若松船種別積出炭.....(54)
2 互助會所屬各坑炭種別送炭數量內譯表.....(44)	13 若松着炭五箇年對照.....(54)
3 筑豐鐵業會所屬坑別送炭實績表.....(47)	14 若松積出炭五箇年對照.....(54)
4 聯合會所屬會別送炭實績表.....(49)	15 互助會所屬郡別坑夫調.....(55)
5 昭和十二年各月末貯炭高調.....(50)	16 互助會所屬郡別坑夫移動數調.....(56)
6 若松港貯炭表.....(51)	17 互助會所屬郡別就業歩合調.....(56)
7 若松港石炭集散高.....(52)	18 互助會所屬坑夫一日當り平均郡別賃金表.....(57)
8 大阪港貯炭.....(52)	19 貨車送炭實績並ニ豫想欄.....(58)
9 若松戸畑其他地區内各驛着炭.....(52)	20 若松坑所間通話實況.....(58)
10 若松戸畑炭積機別荷卸數量.....(53)	21 若松坑所間急報待合時間.....(59)
11 若松地方別積出炭.....(53)	22 十一月分石炭山原因別災害死傷者數.....(60)

### 互助會所屬坑別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

坑主及坑名			上期略計 (四月-九月)	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	下期累計	前年同月
日本化學	高松	松	217,013	49,409	51,628	54,461	51,515			207,013	30,490
"	梅ノ	木	70,120	5,865	1,619	54	—			7,538	10,837
"	高尾	崎	63,756	10,816	12,989	11,767	8,826			44,398	9,732
木深	岩深	坂	35,558	6,747	7,005	6,689	6,896			27,337	3,516
小筑	新高	手	53,926	9,269	9,619	11,073	8,554			38,515	8,835
金	豐鐵丸	江	63,892	9,532	9,901	11,354	11,825			42,612	10,006
"	"	老	4,999	1,616	2,193	2,598	2,311			8,718	1,808
"	"	津	20,767	3,692	3,910	4,769	5,019			17,390	4,095
"	"	谷	27,338	9,176	5,802	5,933	7,822			25,733	2,938
"	"	綠	13,445	—	—	—	—			—	—
"	"	隈	26,647	4,801	4,400	5,217	5,318			19,736	4,143
八香末	大埴	生	4,653	1,075	904	1,926	1,393			4,598	505
小秋	野末	面	5,415	1,301	1,092	1,446	1,566			5,405	692
九藤	高	吉	22,307	3,865	3,800	4,003	4,078			15,746	3,293
州曹	新秋	江	28,211	3,881	3,975	5,037	4,911			17,804	2,172
"	山	森	14,879	2,994	2,809	3,131	3,022			11,956	2,314
"	西	川	98,480	16,175	17,580	19,812	19,374			72,941	14,567
"	大	成	57,698	—	—	—	—			—	—

一編

五一

(41)

菅江森植菅秋久	原藤中木原山恒	神江森白新相漆猪大上笹高支日木筑麻庄鎮豐新位糸古長	田藤中山笠田生鼻和山尾倉王吉城紫倉司西州川登飛館禮	16,787	3,135	3,276	3,692	4,072		14,175	2,742
"	"	"	"	1,644	253	228	273	266		1,020	219
"	"	"	"	4,516	645	807	671	549		2,672	638
"	"	"	"	1,902	314	471	436	502		1,723	334
"	"	"	"	4,202	633	483	390	406		1,912	609
橋笹高田共穂野	上尾倉籠炭口上	上尾倉籠炭口上	上尾倉籠炭口上	56,795	7,115	7,907	8,399	7,605		31,026	5,770
"	"	"	"	44,012	8,313	8,341	8,567	9,727		34,948	6,618
"	"	"	"	81,070	12,855	11,070	12,124	16,077		52,126	8,907
"	"	"	"	19,658	3,615	3,313	3,429	3,733		14,090	2,838
"	"	"	"	43,312	7,566	7,433	7,478	7,318		29,795	8,877
"	"	"	"	1,546	395	279	360	463		1,497	361
"	"	"	"	942	332	401	486	516		1,735	303
"	"	"	"	23,840	—	—	—	—		—	—
"	"	"	"	18,678	2,854	2,874	3,716	3,811		13,255	2,560
"	"	"	"	30,792	4,906	4,876	5,375	5,734		20,891	6,280
"	"	"	"	14,913	3,060	2,511	3,254	2,153		10,978	2,826
"	"	"	"	30,851	1,546	1,721	1,493	3,957		8,717	5,275
"	"	"	"	19,159	3,270	3,436	3,883	3,120		13,709	2,589
"	"	"	"	7,492	922	745	1,099	1,172		3,938	1,032
"	"	"	"	33,718	5,217	5,680	6,303	5,890		23,090	5,708
"	"	"	"	22,587	4,697	5,488	4,900	4,982		20,067	3,011
"	"	"	"	843	211	521	669	580		1,981	—
"	"	"	"	25,189	4,521	5,173	5,289	5,324		20,307	3,642
"	"	"	"	2,320	415	350	350	461		1,576	530
"	"	"	"	44,829	6,021	6,010	6,378	4,780		23,189	8,838

昭大木既無正前對	和谷原會燭炭正比	昭大池員徵送實增	和谷田計計高減	82,901	14,912	15,513	16,519	14,521		61,465	12,086
"	"	"	"	67,637	11,425	11,898	13,202	13,966		50,491	10,248
"	"	"	"	12,087	—	—	—	—		—	—
"	"	"	"	1,543,326	246,362	250,031	267,305	264,115		1,027,813	212,789
"	"	"	"	29,131	3,861	3,974	5,099	5,700		18,634	4,131
"	"	"	"	1,514,195	242,501	246,057	262,206	258,415		1,009,179	208,658
"	"	"	"	1,390,110	244,073	253,639	266,704	231,642		996,058	—
"	"	"	"	124,035	△ 1,572	△ 7,582	△ 4,498	26,773		13,121	—
"	"	"	"	120,718	22,587	23,948	24,438	22,412		93,385	18,371
"	"	"	"	104,616	18,354	18,191	22,393	19,100		78,038	16,321
"	"	"	"	54,241	8,657	7,692	10,200	9,289		35,838	8,018
"	"	"	"	17,075	2,726	2,736	3,075	3,457		11,996	1,917
"	"	"	"	4,049	694	751	965	875		3,285	437
"	"	"	"	83,059	17,289	17,508	20,348	20,990		76,135	7,858
"	"	"	"	33,335	8,785	8,483	9,123	7,823		34,214	6,112
"	"	"	"	69,520	16,281	16,212	16,928	15,995		65,416	3,587
"	"	"	"	11,632	1,349	1,121	1,818	1,700		5,988	1,331
"	"	"	"	12,979	3,098	5,117	3,143	3,887		15,245	1,827
"	"	"	"	11,009	1,853	2,059	2,164	1,892		7,968	1,441
"	"	"	"	2,626	—	—	419	406		825	570
"	"	"	"	7,750	1,102	1,148	1,172	1,179		4,601	607
"	"	"	"	596	290	489	452	424		1,655	215
"	"	"	"	10,886	3,965	3,729	4,573	6,523		18,790	—
"	"	"	"	2,284	655	808	742	858		3,063	—



(44)

一

計

寶矢藤田岡安小小總前對	邊永井籠同武林	成加松新三眞新土	谷茂矢尾上岡瀨井計計計	1,902 6,661 238 — — — — — — — 555,176 2,098,502 1,589,897 508,605	480 1,823 — 8,718 4,716 6,575 933 — — — 130,932 377,294 290,767 86,527	470 2,097 — 9,801 6,067 6,342 1,689 — — — 136,458 386,489 308,770 77,719	450 2,253 100 11,226 5,688 6,661 2,104 — — — 150,435 417,740 351,700 66,040	194 2,479 442 9,492 5,069 5,097 2,006 1,813 — — — 143,402 407,517 304,697 102,820			1,594 8,652 542 39,237 21,540 24,675 6,732 1,813 561,227 1,589,040 1,255,934 333,106	— — — — — — — — 68,612 281,401 — —
-------------	---------	----------	-------------	--	---	---	--	---	--	--	---	---

互助會所屬炭坑炭種別送炭數量內譯表

昭和十二年一月分

(單位噸)

坑主及坑名	塊炭	粉炭	切込粉	粗炭	煽石	無煙炭	微粉	合計
日本化學	高松一礦	13,476	17,095	—	6,182	—	532	37,285
"	高松二礦	5,660	6,210	—	2,262	—	98	14,230
"	高尾	4,647	4,179	—	—	—	—	8,826
木深會坂	高岩崎	3,067	2,963	384	482	—	—	6,896
深	深坂	2,771	4,244	1,539	—	—	—	8,554

一

計

(45)

小筑金	林鐵丸	新高海高	手江津谷隈生面吉江森川尾田藏中山笠田生鼻和山尾倉上	4,952 505 1,184 2,141 1,528 435 488 1,943 773 897 1,049 15 239 17 — 142 — 224 426 1,398 254 — 89 87 —	2,072 861 1,841 5,258 3,182 758 693 1,390 1,749 2,125 15,911 6,718 2,711 249 524 360 406 5,925 3,187 7,746 1,526 2,991 160 429 2,062	2,931 742 1,994 — — — 370 745 678 — 1,641 2,729 522 — — — 751 3,897 3,007 1,700 4,159 — — 1,868	1,870 203 — 349 548 200 — — 1,711 — 773 — 591 — 25 — — 690 1,805 2,940 253 — — —	— —	— —	— — — 74 60 — 15 — — — 30 9 — — — 15 412 986 — 49 — — 30	11,825 2,311 5,019 7,822 5,318 1,393 1,566 4,078 4,911 3,022 19,374 9,492 4,072 266 549 502 406 9,605 9,727 16,077 3,733 7,318 463 516 5,069
-----	-----	------	---------------------------	---	--	--	---	--	--	--	--

共	同	石	炭	日	吉	429	546	1,021	99	221	1,495	—	3,811
種			口	本	城	15	3,886	1,469	—	333	31	—	5,734
野			上	筑	紫	—	—	2,153	—	—	—	—	2,153
				麻	倉	—	1,990	1,967	—	—	—	—	3,957
				庄	司	—	3,120	—	—	—	—	—	3,120
三			崎	鎮	西	313	769	90	—	—	—	—	1,172
有			田	豐	州	—	266	5,189	435	—	—	—	5,890
上			田	新	川	354	2,092	1,480	670	386	—	—	4,982
稻			具	位	登	134	391	—	55	—	—	—	500
長			尾	糸	飛	293	4,017	428	120	466	—	—	5,324
太			田	古	館	—	461	—	—	—	—	—	461
古			館	長	禮	724	3,946	110	—	—	—	—	4,780
野			上	昭	和	2,270	10,148	1,918	—	—	—	185	14,521
昭			和	大	谷	4,757	9,041	—	168	—	—	—	13,966
大			谷	山	田	2,508	12,470	4,694	2,299	—	—	441	22,412
日	本	化	學	池	野	5,948	12,187	—	965	—	—	—	19,100
	靜			神	田	5,221	3,915	—	153	—	—	—	9,289
				木	崎	762	1,204	139	716	537	99	—	3,457
木			原	原	川	390	485	—	—	—	—	—	875
田			中	中	新	5,211	13,535	452	1,403	—	—	389	20,990
金			丸	鞍	手	179	7,207	—	—	60	—	377	7,823
野			上	三	元	774	15,221	—	—	—	—	—	15,995
				天	道	600	1,100	—	—	—	—	—	1,700
				入	野	—	3,887	—	—	—	—	—	3,887
中			島	調	鼻	113	39	1,395	345	—	—	—	1,892
				江	口								

太	田	第	一	山	野	89	317	—	—	—	—	—	406
管	原	山	山	代	代	61	301	550	267	—	—	—	1,179
松	尾	稻	垣	勾	金	—	—	365	—	—	59	—	424
田	籠	稻	昭	平	嘉	—	5,230	1,278	—	15	—	—	6,523
筑	鐵	新	成	和	谷	289	569	—	—	—	—	—	858
		成	加	谷	茂	91	103	—	—	—	—	—	194
寶	邊	加	松	矢	矢	165	2,314	—	—	—	—	—	2,479
矢	永	松	真	岡	岡	164	278	—	—	—	—	—	442
岡	共	真	新	木	瀨	1,205	3,892	—	—	—	—	—	5,097
安	武	新	土	屋	井	—	—	—	2,006	—	—	—	2,006
小	林	土				—	1,813	—	—	—	—	—	1,813
合					計	81,456	232,265	54,355	30,585	3,351	1,823	3,672	407,517

筑豐鑛業會所屬坑別出炭高實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸、△印ハ減)

經	營	別	鑛	名	上	十	十一	十二	一	二	三	下期	對	前	年
					期	月	月	月	月	月	月	累計	同	期	期
					(四										
					月										
					一										
					九										
					月)										
三		井	三	井	田	川	653,394	125,243	120,828	124,470	125,808	496,349	—	—	16,694
		"	三	井	山	野	340,472	60,041	55,820	68,145	62,529	246,535	△	—	520
三		菱	三	井	山	野	346,937	70,260	66,351	73,675	68,908	279,194	—	—	3,135
		"	餘	飯	塚	塚	277,700	53,137	53,638	54,995	54,173	215,943	—	—	7,347
		"	飯	新	入	入	203,845	38,500	35,701	38,503	36,003	148,707	—	—	1,331
		"	新	方	城	城	224,844	42,653	41,011	40,033	44,270	167,967	—	—	3,462

貝	"	島	上	山	田	203,409	39,338	34,162	38,155	34,968			146,623	1,618
明	"	治	大	之	浦	703,803	121,909	124,615	139,808	142,879			529,211	19,939
	"		大		辻	213,669	32,125	33,549	38,276	34,459			138,409	△ 1,537
	"		豐		國	257,226	42,756	42,614	46,582	44,400			176,352	5,922
	"		赤		池	177,737	-32,443	35,872	37,812	37,383			143,510	7,978
嘉	"	穂	明		治	47,250	-10,966	12,368	13,989	13,973			51,296	8,825
平	"	山	嘉		穂	153,680	29,142	26,985	29,318	25,577			111,022	855
麻	"	生	平		山	147,582	23,778	24,978	27,376	24,016			100,148	398
	"		赤		坂	117,563	20,641	20,001	23,317	21,551			85,510	3,790
	"		吉		隈	127,601	22,014	21,022	24,422	24,182			91,640	5,216
	"		綱		分	93,536	11,816	12,848	15,774	13,019			53,457	△ 2,599
	"		豆		田	92,670	16,475	16,734	19,030	15,405			67,644	△ 1,180
	"		芳		雄	88,665	15,467	16,732	16,319	15,845			64,363	1,701
九	州	業	起	行	小	59,848	10,179	10,038	11,090	10,721			42,028	2,240
大	"	正	中	鶴	第	250,203	47,944	41,461	40,596	40,417			170,418	1,367
藏	"	内	中	鶴	第	114,961	22,467	23,013	24,120	21,360			90,960	4,321
	"		大		峰	196,201	34,286	33,819	39,070	37,134			144,309	4,240
	"		峰		地	104,996	13,059	13,494	16,592	18,739			61,884	1,201
古	"	河	古	河	下	145,783	25,522	24,105	27,164	23,277			100,068	△ 3,405
	"		古	河	目	161,442	26,482	26,755	30,301	26,478			110,016	△ 602
住	津	友	中	津	原	207,945	41,187	38,060	42,380	35,162			156,789	△ 2,708
中	"	野	本	宮	尾	129,131	3,031	2,557	2,508	2,830			10,926	1,334
上	"		本	宮	尾	6,336	2,721	2,550	1,826	—			7,097	—
合			計			5,742,258	1,035,582	1,011,581	1,105,646	1,055,466			4,208,375	90,365

### 聯合會所屬會別送炭實績表

昭和十一年四月以降

(單位噸)

會 組 其 他	上 期 (四月一九月)	十 月	十 一 月	十 二 月	一 月	二 月	三 月	四 月	五 月	下期累計
九 州	筑豐鑛業會	5,004,366	913,748	896,889	974,937	888,790				8,678,730
	肥筑鑛業會	925,104	184,746	174,322	208,695	138,998				1,676,931
	岩屋炭礦	54,891	8,670	9,904	10,738	9,259				93,459
	三池鑛業所	866,351	155,880	162,803	150,859	152,902				1,488,797
	松島炭礦	9,536	380	1,289	4,029	207				15,441
	崎戶鑛業所	413,219	82,301	53,112	99,989	67,300				715,621
	高島鑛業所	206,826	34,817	41,409	44,407	36,339				363,598
小 計	7,480,293	1,380,542	1,339,728	1,493,354	1,338,594					13,032,577
北 海 道	鑛業會	3,705,972	641,514	694,160	716,136	653,045				6,410,827
常 磐	鑛業會	44,181	150,408	144,179	179,893	146,901				1,485,562
宇 部	鑛業組合	1,114,983	206,535	181,908	204,039	190,091				1,897,556
合 計	13,145,429	2,378,999	2,979,755	2,593,422	2,328,631					22,826,522
別 披	福 島	26,220	4,846	6,882	5,567	6,295				49,810
	彌 生	143,141	23,062	27,509	30,916	28,422				253,050
	第 二 警 城	16,175	3,938	5,510	7,476	7,275				40,374
	小 計	185,536	31,846	39,901	43,959	41,992				343,234
總 計	13,330,965	2,410,845	24,19,876	2,637,381	2,370,623					23,169,756
對 前 年 增 減	1,006,966	56,945	95,210	261,068	263,100					1,683,355
新 加 入 本 宮 尾 江	—	2,608	2,538	1,877	—					6,993
	32,443	5,779	6,658	6,108	6,653					57,641

### 昭和十二年各月末貯炭高調

(無煙炭及燐石ヲ除キ、坑所貯炭ヲ含マズ)

	十一年十二月末	一月末	二月末	三月末	四月末	五月末	六月末	七月末	八月末	九月末	十月末	十一月末	十二月末
九 州 港	若松	65,208	62,934										
	門司	5,454	5,796										
	小倉	3,280	4,168										
	博多	8,775	13,558										
	唐津	7,161	9,308										
	白浦	3,766	5,634										
	相浦	6,801	7,357										
	長崎	11,121	15,108										
	宇島	498	1,068										
	小計	112,064	124,931										
北 海 道	小樽	97,264	109,222										
	室蘭	73,358	61,523										
	函館	9,264	10,648										
	留萌	29,265	20,851										
	釧路	20,322	24,870										
岩内	13,873	9,089											
小計	243,346	236,209											
合 計	355,410	316,140											

京 濱	126,669	137,259											
名 古 屋	105,639	102,530											
大 阪	96,845	85,887											
神 戸	13,703	11,637											
合 計	342,857	337,313											
總 計	698,267	698,453											
前年總計	772,053	623,977	553,938	524,035	554,227	553,855	591,536	693,731	691,092	748,480	872,150	872,920	698,267
對前年增減	△23,786	74,476											

### 若松港貯炭表 昭和12年3月10日現在 (單位噸)

區 別	築 港	藤木棧橋	藤 木	二 島	新 川	中 島	合 計	比 較	
								前 回 增 減	前年同月同日增減
塊 炭	1,435	3,652	7,341	13,407	2,782	569	29,185	2,068	19,584
中 塊	200	5,226	3,542	5,526	4,716	375	19,585	1,559	12,725
切 炭	—	891	1,683	513	3,843	6	6,936	3,267	△ 216
粉 炭	—	16,825	683	1,177	13,460	396	32,541	△ 1,807	8,705
無 煙	—	15	—	828	234	—	1,077	△ 687	128
燐 石	—	1,054	—	410	—	—	1,464	△ 916	908
合 計	1,635	27,663	13,249	21,861	25,035	1,346	90,789	3,484	41,834
比 較	前 回	1,554	25,931	10,342	20,389	27,527	1,562	87,305	
	增 減	81	1,732	2,907	1,472	△ 2,492	△ 216	3,484	△印ハ減ヲ示ス
	前年同月同日	459	16,256	7,790	6,774	17,267	409	48,955	
	增 減	1,176	11,407	5,459	15,087	7,768	937	41,834	

若松港石炭集散高 三月十日現在				大阪港貯炭			
區別	3月上旬	前旬=比%	前年同月同旬=比%	區別	3月10日現在	2月28日=比%	前年同月同日=比%
陸運着炭	217,795	41,798	21,997	陸塊炭	40,109	△ 4,261	21,606
若松驛	130,556	25,018	10,758	上切込炭	1,250	227	△ 573
戸畑驛(牧山)	348,351	66,816	32,755	貯粉炭	67,570	1,619	△ 38,968
計	16,776	1,894	4,718	炭計	108,929	△ 2,415	△ 17,635
積	295,010	72,619	40,761	海上貯炭	54,861	△ 2,031	11,750
内移	5,559	4,659	705	合計	163,790	△ 4,446	△ 6,185
内國輸出	13,430	2,336	△ 3,458				
外國輸出	509	△ 16	△ 406				
内國船焚料	331,284	81,492	42,320				
外國船焚料							
計							

備考 △印ハ減ヲ示ス

備考 △印ハ減ヲ示ス

### 若松戸畑其他地區内各驛着炭高

(單位噸)

月別	區別	陸運				水運			合計
		若松驛	戸畑驛	其他地區内各驛	計	内國移入	外國輸入	計	
上期累計(四月-九月)		3,363,680	1,991,491	1,446,835	6,802,006	319,778	498,848	818,626	7,620,632
十月		623,267	360,166	252,676	1,236,109	68,900	50,350	119,250	1,355,359
十一月		620,192	356,991	234,212	1,211,395	61,035	45,110	106,145	1,317,540
十二月		652,925	389,249	249,072	1,291,246	78,018	58,890	136,908	1,428,154
十二年一月		612,024	363,748	222,846	1,198,618	72,212	53,137	125,349	1,323,967
二月		589,577	366,955	221,964	1,178,496	74,583	49,768	124,351	1,302,847
三月									

### 若松戸畑炭積機別荷卸數量

(單位噸)

區別	牧山炭積機		新川炭積機		藤木棧橋				藤木炭積機	合計
	汽船積	帆船積	汽船積	帆船積	帆	船	積	積		
上期累計(四月-九月)	1,472,326	18,315	204,065	135,304	868,963	858,161	826,311	407,229	86,698	5,010,865
十月	262,540	568	42,747	18,566	162,350	154,717	160,021	2,368	19,839	913,716
十一月	269,078	834	41,460	21,243	160,975	165,776	1,575,535	90,332	25,400	932,651
十二月	272,071	6,588	45,544	27,655	169,617	176,457	159,925	94,789	32,818	985,464
十二年一月	246,600	575	48,552	25,220	157,508	161,341	154,597	94,067	22,051	910,511
二月	251,783	2,305	42,332	26,516	155,104	166,177	147,166	77,588	17,534	886,505
三月										

### 若松地方別積出炭

(單位噸)

區別	京濱	伊勢灣	阪神	瀬戸内海	門司	山陰北陸	朝鮮	其他	外國輸出	合計
上期累計(四月-九月)	315,670	562,461	1,973,448	1,038,562	308,233	203,318	79,877	151,387	45,021	4,778,457
十月	57,680	109,560	371,918	182,892	49,246	30,904	36,657	30,390	10,276	879,523
十一月	53,981	111,013	384,121	183,422	61,655	28,911	40,361	30,494	4,743	898,701
十二月	68,656	121,482	399,695	214,758	60,086	24,573	49,975	23,030	10,773	973,028
十二年一月	70,799	103,576	354,730	188,617	53,166	19,832	28,411	26,993	7,605	853,729
二月	55,017	121,866	375,161	177,646	53,475	19,167	25,406	24,511	4,687	856,936
三月										



### 若松船種別積出炭

(單位噸)

區別 月次	帆船	被曳船	機帆船	汽船				合計
	內國	內國	內國	內國	外國	燃料		
						內國船	外國船	
上期累計 (四月-九月)	1,216,605	790,016	940,570	1,786,245	45,021	213,049	35,893	5,027,399
十月	218,652	134,511	174,925	341,159	10,276	42,430	7,221	900,174
十一月	219,662	135,883	195,525	342,888	4,743	38,292	5,309	942,302
十二月	237,863	144,813	197,028	382,551	10,773	44,091	3,748	1,020,867
十二年一月	201,613	128,425	186,607	329,479	7,605	39,275	2,921	895,925
二月	195,665	145,431	183,501	327,652	4,687	38,360	1,619	896,915
三月								

### 若松着炭五箇年對照

(單位噸)

### 若松積出炭五箇年對照

(單位噸)

年別 月次	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年	年別 月次	昭和11年	昭和10年	昭和9年	昭和8年	昭和7年
	上期累計 (四月-九月)	7,620,632	6,544,176	6,191,772	5,453,269		4,513,836	上期累計 (四月-九月)	5,027,399	4,417,702	4,150,227
十月	1,355,359	1,205,674	1,010,384	1,029,532	823,461	十月	929,174	894,664	763,502	735,505	669,380
十一月	1,317,540	1,195,167	1,098,160	1,107,081	872,013	十一月	942,302	830,468	821,000	806,356	767,081
十二月	1,428,154	1,268,646	1,186,251	1,222,036	952,162	十二月	1,020,867	859,977	934,412	853,846	797,708
十二年一月	1,323,967	1,122,941	1,126,052	1,065,538	832,869	十二年一月	895,925	765,233	797,644	713,185	677,123
二月	1,302,847	1,207,606	1,061,376	1,062,993	872,540	二月	896,915	878,960	774,192	777,913	674,270
三月						三月					

### 互助會所屬郡別坑夫調

昭和十二年一月分

種別	遠賀	鞍手	嘉穂	田川	粕屋	長崎	佐賀	合計	
坑	採炭夫	4,710	3,387	3,761	1,252	1,535	1,590	183	16,418
	支柱夫	636	589	365	92	12	179	37	1,910
坑	運搬夫	763	1,015	2,332	493	1,077	850	45	6,575
	機械夫	116	112	175	18	27	108	13	569
坑	工作夫	179	100	161	51	74	130	18	713
	雜	153	80	143	69	53	71	7	576
坑	計	218	68	142	51	104	53	5	641
	計	113	136	109	104	48	74	8	592
坑	選炭夫	6,125	4,782	6,647	2,019	2,895	2,764	266	25,498
	運搬夫	763	705	541	111	35	291	50	2,496
坑	機械夫	667	466	760	310	290	157	45	2,695
	工作夫	503	388	430	143	192	157	24	1,837
坑	雜	398	226	469	107	238	167	39	1,644
	計	227	130	245	90	97	45	6	840
坑	計	534	216	290	179	67	121	9	1,416
	計	1,728	915	1,522	536	647	525	91	5,964
外	計	601	511	672	293	237	122	32	2,468
	計								
合計	9,217	6,913	9,382	2,959	3,814	702	439	36,426	

### 互助會所屬郡別坑夫移動調

昭和十二年一月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計	
雇 入	炭 夫	829	542	722	290	382	591	71	3,427
	柱 夫	43	117	349	40	105	227	1	882
	其 他	399	126	336	98	61	119	10	1,149
計	1,271	785	1,407	428	548	937	82	5,458	
解 雇	炭 夫	504	413	710	232	367	676	54	2,956
	柱 夫	53	98	357	53	97	211	—	869
	其 他	226	83	284	56	63	115	7	834
計	783	594	1,351	341	527	1,002	61	4,659	

### 互助會所屬郡別就業歩合表

昭和十二年一月分

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	合 計
炭 夫	0,733	0,765	0,720	0,715	0,723	0,662	0,615	0,705
柱 夫	0,804	0,777	0,714	0,761	0,737	0,775	0,815	0,769
全 職 夫	0,785	0,766	0,747	0,731	0,770	0,690	0,755	0,749

### 互助會所屬坑夫一日當リ平均郡別賃金表

昭和十二年一月分

(單位圓)

種 別	遠 賀	鞍 手	嘉 穂	田 川	粕 屋	長 崎	佐 賀	平 均	
坑 内	炭 夫	1,726	1,465	1,754	1,547	1,760	1,810	1,400	1,637
	柱 夫	1,495	1,319	1,592	1,394	1,427	1,632	1,160	1,431
	搬 夫	1,292	1,115	1,221	1,109	1,490	1,277	1,145	1,253
	機 械 夫	1,187	1,237	1,153	1,141	1,155	1,090	1,090	1,150
	工 作 夫	1,304	1,343	1,293	1,212	1,283	1,337	1,020	1,256
	雜 均	1,117	983	991	950	1,163	1,110	940	1,036
坑 外	平 均	1,555	1,335	1,563	1,323	1,507	1,560	1,250	1,442
	選 炭 夫	692	662	659	589	613	665	625	643
	運 搬 夫	1,127	1,010	1,186	943	1,100	1,132	835	1,047
	機 械 夫	1,199	1,294	1,190	1,132	1,200	1,127	1,240	1,197
外 平	工 作 夫	1,331	1,440	1,240	1,223	1,230	1,287	1,120	1,267
	雜 均	862	908	861	835	933	725	735	837
總 平 均	1,037	985	1,046	947	983	1,137	765	986	
在籍一人一月賃金平均	1,381	1,252	1,375	1,175	1,413	1,440	1,070	1,301	
在籍一人一月賃金平均	33,153	27,803	32,792	31,072	31,257	31,847	26,020	30,563	

### 貨車送炭実績並ニ豫想調

鹿兒島線(折尾—門司) 筑豊線(折尾—若松)

(單位千噸)

種別 年度別	貨車送炭總數量						前記ノ内若/戶積出港仕向分					
	折尾經由/門司間		折尾經由/若松間		計		戶		若		松	
	指數	數量	指數	數量	指數	數量	指數	數量	指數	數量	指數	數量
昭和8年度実績	6,159	100	5,229	100	11,388	100	3,405	100	5,178	100	8,583	100
9 "	7,088	115	5,736	110	12,824	113	3,529	103	5,681	110	9,210	107
10 "	7,486	122	6,308	121	13,794	121	3,732	110	6,238	120	9,970	116
11 "	8,023	130	7,394	141	15,417	135	4,068	119	7,322	141	11,390	133
12年度豫想	8,699	141	7,834	150	16,533	145	4,068	119	7,762	150	11,830	138
13 "	9,148	149	8,374	160	17,522	154	4,068	119	8,302	160	12,370	144
14 "	9,564	155	8,854	169	18,418	162	4,068	119	8,782	170	12,850	150
15 "	9,596	156	9,294	178	18,890	166	4,068	119	9,222	178	13,290	155

### 若松坑所間通話實況

區別 待合時間	若松飯塚間			若松直方間			若松木屋瀬間			若松後藤寺間			若松上山田間					
	並報	急報	合計	並報	急報	合計	並報	急報	合計	並報	急報	合計	並報	急報	合計			
	午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計	午前	午後	計			
30分未滿	43	47	90	23	11	34	124	33	36	82	43	2	6	8	11	3	14	22
1時間 "	15	11	26	8	8	16	24	3	6	9	10	1	1	2	2	2	4	22
1時間半 "	8	8	16	5	5	10	13	6	3	9	9	1	1	2	2	2	4	22

2時間 "	2	2	4	3	3	6	5	2	2	4	1	1	1	2	4	4	4	1	1	1					
2時間半 "							2	2	1	1	3				2	2	2								
3時間 "																									
3時間半 "																									
4時間 "																									
計	68	48	116	39	11	50	166	16	42	58	31	26	57	115	1	1	223	15	38	40					
歩合			70		30	100		50		50	100		5		95		100		23		77	100	44	56	100

### 若松坑所間急報ト待合時間

區別 待合時間	若松飯塚間					若松直方間					若松木屋瀬間			若松後藤寺間			若松上山田間													
	明治	三	共	古	金	明治	貝	三	共	野	藤	山	金	中	昭	中	三	計	野	日	三	計	步							
	鐵	菱	同	井	河	丸	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合	計	合						
30分未滿	4	9	2	3	13	3	34	68	11	3	14	3	132	56	22	1	24	63	4	4	24	2	11	1	14	100				
1時間 "		4	2		1	1	8	16	3	6	2	11	19	4	2		6	16	3	3	17									
1時間半 "		3		1	1	5	10	2	3	4	1	10	18	4	1	1	6	16	1	3	4	24								
2時間 "		1			2	3	6	1	1	1	3	5	1		1	3	1	3	4	24										
2時間半 "							1				1	2				1	1	2	11											
3時間 "																														
3時間半 "															1	1	2													
計	4	17	4	4	17	4	50	100	18	13	20	4	1	157	100	10	25	2	1	38	100	3	14	17	100	2	11	1	14	100

### 十一月分石炭山原因別災害死傷者數

#### 福岡鑛山監督局管内

事由	種別	回数	礦										夫			係員其ノ他ノ職員				
			死			亡			負			傷			合			死亡	係員其ノ他ノ職員	合計
			男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計			
坑内	落岩又、側壁、崩壞	1695	31	2	33	590	12	602	1037	38	1075	1658	52	1710	—	4	3	7		
	瓦斯又、炭塵、爆發	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	其ノ他	2	—	—	—	—	—	—	2	—	2	2	—	2	—	—	—	—		
	鎖索ノ切斷	1	—	—	—	2	—	2	1	—	1	3	—	3	2	—	—	2		
	鐵車ノ逸走	54	1	—	1	22	1	23	27	4	31	50	5	55	—	1	—	1		
	又ハ脱線	28	1	—	1	9	2	11	16	—	16	26	2	28	—	—	—	—		
	其ノ他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	鐵車ノ爲(前項以外)	506	11	—	11	196	1	197	286	12	298	493	13	506	—	—	1	1		
	發破又、爆發藥、爲	13	1	—	1	9	—	9	3	—	3	13	—	13	—	2	—	2		
	瓦斯中毒又、窒息	6	—	—	—	1	—	1	5	—	5	6	—	6	—	—	—	—		
	機械ノ爲	98	—	—	—	46	1	47	52	—	52	98	1	99	—	—	—	—		
	電氣ノ爲	5	—	—	—	1	—	1	4	—	4	5	—	5	—	—	—	—		
	飛石	229	—	—	—	53	2	55	169	5	174	222	7	229	—	—	—	—		
工具ノ爲	207	—	—	—	67	2	69	130	8	138	197	10	207	—	—	—	—			
坑外	墜落	8	—	—	—	1	—	1	6	1	7	7	1	8	—	—	—	—		
	轉倒	165	—	—	—	42	4	46	102	16	118	144	20	164	—	—	1	1		
	路拔	67	—	—	—	9	—	9	54	4	58	63	4	67	—	—	—	—		
	其ノ他	606	1	—	1	163	4	167	424	12	436	588	16	604	—	1	2	3		
計	3690	46	2	48	1211	29	1240	2318	100	2418	3575	131	3706	2	8	7	17			

坑外	機械ノ爲	24	2	—	2	9	1	10	12	—	12	23	1	24	—	—	—	—
	鐵車ノ爲	91	2	—	2	28	5	33	49	7	56	79	12	91	—	—	—	—
	電氣ノ爲	2	—	—	—	1	—	1	1	—	1	2	—	2	—	—	—	—
	工具ノ爲	37	—	—	—	10	2	12	21	4	25	31	6	37	—	—	—	—
	墜落	13	—	—	—	6	—	6	7	—	7	13	—	13	—	—	—	—
	轉倒	28	—	—	—	12	1	13	13	2	15	25	3	28	—	—	—	—
總計	路拔	10	—	—	—	1	1	2	3	—	8	9	1	10	—	—	—	—
	其ノ他	116	—	—	—	30	9	39	66	11	77	96	20	116	—	—	—	—
計	321	4	—	4	97	19	116	177	24	201	278	43	321	—	—	—	—	
總計	4011	50	2	52	1308	48	1356	2495	124	2619	3853	174	4027	2	8	7	17	

從業者員數	坑内	鐵		夫計	係員其ノ他ノ職員	記事
		男	女			
	109,110	3,601	112,711	4,243		
	28,865	9,023	37,888	6,449		
計	137,975	12,624	150,599	10,692		

HONDA MINE LAMP

100%の明るさを  
軽るさを  
堅牢さを

化學日本の誇り  
坑内安全灯界の王座

本夏 風力電池

本店 東京 丸の内  
支店 本郷

代理店 大連・奉天

飯塚市 本多商店九州出張所

編輯後記

近年本會はメキ／＼組織擴大し、所屬炭礦の出炭總量も急激に増加し、現在會員炭礦七拾數名、十二年度供給割當數量は四百參拾餘萬噸の多きに及んだ。尙作年互助會石炭株式會社創立され出炭販賣の統制機構も完備する等數年前の互助會とは面目を一新しつゝある。

風戸道康氏の「最近に於ける互助會炭業の概観」は右の如き躍進互助會の認識を深むる上に必讀の内容を具備してゐる。

新年號より引續き掲載してゐる坂本行敬氏の「礦夫の雇傭勞役に關する講演」（再筆述）は從來此方面の執筆がなされてゐなかつた關係上各方面より好評を受けてゐる。

× 參考として掲載した古田慶三氏の「本邦

石炭販賣統制の概観」は近來の内地石炭統制狀況と將來の方向及び自治的統制と強制統制（國家的）の可否性等に就いて頗る明晰に説述し、分析し、批判されてゐる。之は炭業界は勿論他種産業統制に對しても技術上並に目標の決定に就き尠からざる示唆と教訓を與ゆるものである。（池田）

投稿規定

△石炭鑛業に關する原稿

- 一、探鑛、保安、勞務に關するもの
  - 二、石炭需給又は統制に關するもの
  - 三、法規、經濟に關するもの
- ×
- 一、原稿締切……毎月五日
  - 一、文章は平易を旨とすること
  - 一、文字は楷書に明瞭にて記すこと

互助會報・第二卷・第三號

購 一冊 金參拾錢 郵稅共  
半年分 金壹圓八拾錢同上  
一ケ年分 參圓六拾錢同上  
料金は前金の事

昭和十二年三月十五日印刷納本  
昭和十二年三月十八日發行

若松市堺町二丁目  
石炭鑛業互助會  
發行人 風戸道康  
編輯人 風戸道康  
福岡市天神町八六  
印刷人 淡河俊男  
福岡市天神町八六  
印刷所 精工社印刷所  
若松市堺町二丁目  
發行所 石炭鑛業互助會  
電話 最四七八番  
七〇九番



昭和十二年三月十五日印刷  
昭和十三年三月十八日發行

石炭鑛業互助會報

發行所

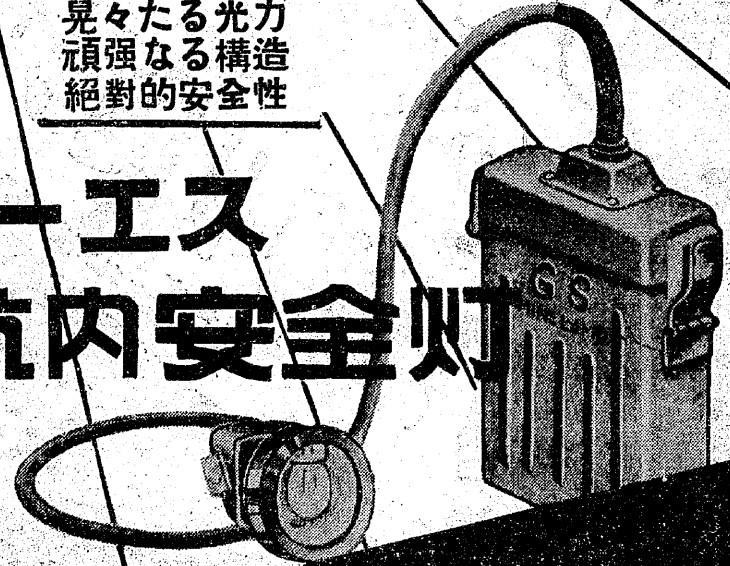
若松市堺町三丁目

石炭鑛業互助會

NIPPON DENKI KAI  
**G.S.  
MINELAMP**

晃々たる光力  
頑強なる構造  
絶對的安全性

**ジーエス  
坑内安全灯**



**日本電池株式會社**

(本社) 京都市上京區新町今出川北  
福岡營業所……福岡市中島町六一  
札幌販賣所……札幌市北一條西二丁目九  
【出張所】 東京・大阪・名古屋・廣島・京城・大連・奉天・臺北